

農民運動と村落構造（上）

——長野県喬木村における部落有林野統一事業反対闘争を中心にして——

神 田 嘉 延

(1984年10月9日 受理)

The Peasantry Movement and Structure of the Village Community (Part I)

——Struggle against the Policy to deprive the Peasant Woodland on
Village Community Property in Nagano Prefecture Takagimura——

Yosinobu KANADA

目 次

序 章

第一章 部落有林野統一問題の喬木村の特徴（本巻掲載）

- (一) 喬木村成立当時の分村問題と各部落の特徴
- (二) 部落有林野統一問題と地域経済の特徴
- (三) 明治末期部落有林野統一事業の県行政指導と村行政の対応

第二章 部落有林野統一事業反対闘争と村落構造の変動（本巻掲載）

- (一) 部落有林野統一の村議会決定過程と村落支配の変動
- (二) 部落有林野統一事業反対闘争の展開と村落構造
 1. 村行政の「統一」林野の管理方法問題と「盗伐」事件
 2. 入会権確認等訴訟闘争の展開と部落住民の自衛
 3. 大島部落住民の拷問死問題と警察への闘い
 4. 部落有林野統一反対闘争と社会主義的運動との関係
- (三) 和解問題と部落有林野統一反対闘争の終末

第三章 部落有林野統一事業反対闘争の社会・経済基盤（次巻掲載）

——喬木村大島部落を中心にして——

- (一) 山の管理運営と村落構造
- (二) 部落運営と生産組合
- (三) 部落有林野と農家経済
 1. 大島部落の農民層分解状況
 2. 養蚕業と農家経済
 3. 製材業と農家経済
 4. 薪炭業と農家経済
- (四) 部落結合と同族、親族結合
 1. 部落内神社統一問題と同族集団
 2. 村落構造と通婚圏

補章 戦後における山問題と農家経済（次巻掲載）

序章 課題と方法

戦前の軍事的、半封建的な日本資本主義、絶対主義的天皇制官僚制のもとで、農民運動は近代的村落構造といかなる関係をもったのであろうか。この中で自治的機能を問題にする。戦前の村落構造の自治的機能を問題にすることは、農民の生活防衛的な主体的運動が基本であり、それは、半封建的な土地所有、絶対主義官僚制からの対抗的な側面での自治的機能の意味である。本稿の自治的機能とは、絶対主義的官僚制の中央集権化による地方制度の未確立の時期の村落共同体的諸関係の自生的な「自治」とは本質的に異なるものである。

本稿では、大正期から昭和初期の山村住民の部落林野統一事業反対闘争において、村落構造がいかなる関係にあったかを長野県下伊那郡喬木村の事例で問題にする。本稿で具体的事例として取り扱う喬木村大島部落は、薪炭、製材、養蚕のための無願開墾地等々、部落有林野、部落有地をぬぎにして、各々の農家経済が成り立たない状況であった。従って、部落有林野統一事業は、大島部落の農民にとって、死活問題となっていく。それは自からの生産手段・生活手段が奪われていく問題である。共同体諸関係の物的基礎となった部落有林野、部落有地の収奪に対する闘いは、部落ぐるみへと発展していき、従前の村落支配構造も大きく変化させていくのである。各農家経済の商品生産の発展が、大島部落の場合、部落有林野、部落有地を基礎にして展開しているため、その発展が、共有的性格を分割地への発生へと導き、私的所有へと発展して階層分解を逐げていく可能性をもっていく。これは、具体的には、共有林野の脱落地、切畑の私有化の要求となっておりあらわれていく。しかしながら、天皇制絶対主義の行政権力によって、更に、警察機構も動員しての強権的な部落有林野統一事業は、農民層分解によって部落内部に階層的矛盾が存在していても、部落有林野、共有地を防衛していく側面が前面に出され、解体しつつある共同体的諸関係を動員して部落ぐるみの闘いを行なっていくのである。

本稿の調査研究地である喬木村大島部落は、農業経営、林業経営は、単一ではなく、養蚕、製炭、用材、稲作と多様な経営を行なっていた。部落内では、それぞれ生産組合を作り、階層間の格差も存在していた。また、部落有林野、共有地のかかわりあいも、必ずしも各家ごと均一ではない。一方では、200貫養蚕農家、製材経営の富農的発展の層と、他方では、没落しつつある小農民的経営を維持するために、共有林野に深く根をはった製炭業を行なう農家層と大きく分かれていた。前者の層は、部落有林野統一事業反対闘争において、妥協的な条件付統一派であり、後者は、徹底抗戦派になっていく。農民層分解視点をもって、本稿は分析をしていく必要がある。

大正期の喬木村大島部落では、薪炭組合（御料林の入札権利組合）、木炭組合（技術改良、検査）、伴野会（組合製糸伴野館の部落組織）の部落内の生産組合が存在していた。共有林野の管理運営の山惣代は、部落内において大きな権限をもっていたのである。生産組合の発展によって、山惣代の機能も相対的に部落内で低下していくが、しかし、必ずしも直線的に後者の発展によって、前者が部落内で権限の低下を招いていくものでない。それは、部落有林野、共有地を媒介として、それぞ

れの商品生産物が成り立っていたからである。そこでは、小商品生産に対応する部落経済組織と共有林野を基盤とする共同体的諸関係と重層的な関係が存在していた。絶対主義的天皇制の行政指導による部落有林野統一事業の中では、前者の部落内経済組織は後者と深くかかわりながら維持せざるをえない。以上のような重層的関係の視点から村落構造を問題とする。

絶対主義天皇制の行政機構の末端組織としての部落を単位とした区会の存在は、部落有林野統一事業反対闘争の中では、実質的に機能しえなかったのはいうまでもない。大正6年以降村議会による形式的な部落有林野統一によって、大島部落の農民は、警察機構との闘いも大きな課題となっていく。村長による盗材届、入山禁止命、実力測量等は、警察への拘留事件、拷問死事件等へと発展していき、警察の弾圧に対しての自衛組織が部落ぐるみで作られ、警察の改革運動へとも展開していく。入山禁止令の中においても、大島部落の農民は自衛組織を作り、あちこちの山仕事場への連絡網を置き、共有林野での製炭業、薪作りを継続したのである。警察にみつかったら、炭焼釜をたたきこわされるが、警察が帰っていくとまた作るということで製炭の生業を続けたのである。このような中で、無産新聞が普及して、リーダーによって会合等で記事の内容が紹介されていくのである。ここでは、明きらかに部落有林野の問題が、部落と部落の入会権をめぐる争いでなく、絶対主義天皇制の行政機構・警察機構に対抗するなかでの闘いになる。本稿の喬木村大島部落の部落有林野統一事業反対闘争における村落構造は、絶対主義天皇制の村落支配の対抗の意味をもったのである。

ところで、明治末期以降の部落有林野統一事業は、町村財政の物的基盤の確立、地主の町村税の負担軽減という地主的な要求による地方改良運動と結びついて展開された。そこでは、地主的な経済要求が存在していた。本稿での喬木村における部落有財産統一事業反対の運動は、4部落（近世行政村の範疇）の山惣代総親方兼寄生地主家の名義で部落有財産の村への売渡しから始まっている。4部落の山惣代総親方の解任闘争は、4部落総ぐるみの地主宅の包囲によって成し遂げている。また、地元部落出身の村会議員は、山惣代総親方兼在村の寄生地主に加担したということで村八分にされている。このような中で、部落の支配構造が大きく変化していくのである。

山惣代総親方、村会議員、部落の役員がこの事件を契機として、入れ替わっていく、M家は、大正6年の部落有財産の村会での総一決定時は、水田6町1反7畝、畑2町4反5畝、雑地6町3反5畝、宅地1256坪をもつ地主層であるが、その土地所有は、必ずしも同一部落内に耕地を所有していない。とくに、部落有林野反対闘争の中心になった大島部落、氏乗部落では、自作農を中心にしており、M家との地主、小作関係を強くもっていない。大島部落においても養蚕業等における土地集積がみられるが同一部落内での耕地所有でなく、他部落になっている。ここでは、村落の支配構造において、地主と小作関係が直接的に結びついていないという特殊性があるのである。つまり、土地所有の関係が部落の支配関係に結びついていないという特殊性を特記しておかねばならない。4部落の中においても、近世行政村の中で本村にあたる部落においては必ずしも前記の部落と同一でなく、在村地主の村落支配構造が部落の地主と小作関係を結んでおり、土地所有関係と部落支配

が有機的に有機的に結びついている。本稿での部落有財産統一対闘争に村落構造が大きな役割を果たしていることが以上のような特殊性のあったことを見逃がしてはならない。従って、本稿での事例が戦前の寄生地主制の中での小作争議や農民運動に一般性をもつことを意味するものでないことはいうまでもない。しかし、村落構造が一定の条件のもとで、農民運動を推進していくうえで大きな政治的エネルギーの動員になったことは重要な事実である。

山惣代総親方兼地主のM家は、大正年間に資本金20万円の竜東索道会社を設立して、索道経営に乗り出していくのである。ここには、立木の流水利用や木炭の背負出しに対する資本家的な近代経営の意図があったのである。しかし、索道経営は失敗していく。

ところで、部落有財産統一を要求していく町村行政支配側の内在的論理として、村会で統一を決定した大正6年段階の地域経済の状況把握が不可決である。明治43年の部落有財産統一事業の県行政指導から大正6年まで統一事業が行政的にも遅れているのは、県行政指導の強弱の側面からばかりでなく、喬木村の村行政側が要求する内在的論理からみていかねばならないからである。この場合、地域経済の把握と部落有林野をめぐる歴史的特殊性が基本になる。歴史的特殊性は、近世からの各部落間の入会をめぐる問題や村行政の合併問題などから考えていかねばならない。

喬木村の場合の特殊性は、部落有財産をもつ部落が近世行政村では4部落の範囲をもち、また、その4部落においても、本村と枝郷、御料林の見廻り役部落等それぞれ部落間ごとの矛盾をもって存在していたのである。また、部落有財産をもたない近世行政村と部落有財産をもつ4部落の近世行政村との争いは、絶えまなく起きている。それは入会をめぐる問題である。

明治期以降、喬木村において、部落有林野をもたない部落は、いち早く合村の要求が強く出されていく。喬木村は、明治7年に下からの合村願いで成立しているが、他方、部落有財産をもつ4部落内においては分村願いが出ていくのである。以上のような歴史的特殊性に規定されて、大正6年段階の地域経済の状況と絡んで村行政の内在的論理から部落有財産統一事業が行なわれていくのである。

ところで、絶対主義天皇制の地方制度の整備の論理からの部落有財産の統一を無視する訳ではない。明治22年の町村合併は、絶対主義天皇制の地方制度の確立という内容をもっているが、町村制を財政的に強化していくという側面からみるならば、部落有林野統一事業は、町村制の物的基盤整備として、その延長として位置づけられる。そして、各部落間における相互対立を体制的に整備して、部落の独自性をなくして、より行政機構の末端化していく要求をもっていたのである。それは、絶対主義天皇制の中央集権化を農民の日常生活まで貫徹させていく区会制の積極的利用である。しかしながら、中央集権化の整備、地主制、地域経済の発展の側面からみるならば、明治22年と明治43年段階とは明きらかに異なる。更に、本稿での喬木村の部落有財産統一事業の村会決定の大正6年段階になれば、そのことは一層明きらかである。部落有林野統一事業の行政指導が町村まかせの明治40年代の時期の段階と大正5～6年段階の行政官の増員による県直接行政指導とは農民と行政の対抗関係からみるならば明きらかに質が異なっていく段階である。

歴史的に形成されている各部落間の林野をめぐる矛盾は、各部落の相互矛盾として町村行政に反映していく。町村まかせの部落有林野統一事業の遂行が容易にいかないのもそのためである。喬木村のように部落有林野の問題が複雑に部落間の利害として存在していたところではなおさらである。部落の連合的行政から絶対主義天皇制の地方制度としての町村行政の整備は、国家、県の行政機構の整備充実はもちろんであるが、下から内在的に支えられるものとして、寄生地主的、問屋制的な地域経済の条件が喬木村のような場合では必要であった。寄生地主、問屋層による下からの町村整備の充実要求が明治後期に本格的に現われていくのが現実の歴史であった。

ところで、町村制施行期から日本近代村落を典型の画期として、行政末端機能としての区、独自の自治機能としての部落、近隣的生活機能としての講の三者を村落機能の三局面構造として展開する安孫子麟氏は、明治末年までの部落有財産をもつ部落の独自自治機能を注目している。「部落の独自の自治機能は、内容からいえば多様である。そのなかでも注目されてきたのは、いわゆる部落有財産の管理利用機能や、水利組合の下部機構としての部落機能などである。本来任意団体としての部落には、法人格が認められないから共有主体とはなり得ないのであったが、明治末年まで、現実に部落の所有・管理利用が行なわれてきたことは、とりもなおさず部落の独自の自治機能の存在を示すものであった」¹⁾ さらに、同氏は、部落有財産統一は、地主によって進められることが多いことや、それによって、部落の独自機能が失われ、町村下部機構となっていくことを次のようにのべているのである。「部落有財産の統一は、地主によって進められることが多かった。地主の基盤は、もはや部落に限定されるものでなかったから、これを町村に集中して支配するとともに、林野の収益で町村税負担が少なくなれば、もっとも利益を受けるのは地主なのであった。同時に地主は、この統一の過程で、部落有地の一部の切取り（払下げ）を行ない、自己の所有にしていくことが多かった。……部落有財産統一は、単に町村財政の確立（内務省の見解）、資源保護（農商務省見解）といった面だけでなく、村落構造からいっても、部落の独自の機能を支えていた経済的基盤を変えるものであった。部落は、ますます町村下部機構となり、独自の機能を失ってきた」²⁾。本稿の喬木村においては、部落的な組織が部落有林野統一事業反対闘争に大きな役割を果し、地主層等による統一推進に抵抗を示していく。安孫子氏の指摘する地主に対する防衛的な組織の対抗は、農民経営の発展による自主的な組織（農事奨励組合や産業組合）では決してなかった³⁾。むしろ養蚕業の発展による富農的志向をもった層は、部落有林野統一反対に妥協的な層であったのである。すでにのべたように、本稿の部落自治機能は、農民運動とのかかわりであり、絶対主義的天皇制の地方制度整備の対抗論理であり、農民の生活防衛的な自衛組織的な自治機能であり、部落有財産の管理利用機能から独自の部落の自生的な自治機能ではない。従って、安孫子氏の前記の指摘する内容とも重複する部分はあるが、必ずしも同一ではない。

「近代日本における農民支配の史的構造」として菅野正氏の実証的研究に基づくすぐれた業績があるが、そこでは、「明治以降、敗戦にいたるまでのわが国の農民ならびに村落支配の構造は、資本主義発達の特殊性に規定された官僚制的支配と名望家支配の結合的定着、および資本主義の発展

的純化に応じたその背離の過程の進行としてとらえる」⁴⁾。

菅野氏は、部落有林野統一の分析の中で「村落が権力への抵抗の拠点として、とくに、国家権力への抵抗の拠点として機能しうる性格は、明治維新の諸政策、とくに土地制度改革、地方制度の確立や民権運動に対する上からの諸政策、さらに、資本主義確立等々の過程のなかで、事実上次第に失われてきていた。しかし、新落有林野の統一事業は、このような過程をふまえての村落政策への総決算の意味を担っていたとみていい。以来、村落が権力への抵抗組織として機能することは、大正末から昭和初期へかけての小作争議期の若干の事例（とくに東北農村における）を例外として、ほとんどなくなってしまう。そして村落はむしろ、国家同調の体感的基礎ないしは政策施行の基礎単位……として機能していくのである。こうして村落は、国家権力の支配の網のなかに完全にとりこまれ」⁵⁾、とのべ村落の抵抗的拠点の役割は、部落有林野統一事業以降、ほとんどなくなったと位置づける。

また、例外として存在した小作争議の中での部落的基礎の運動の展開においても「小作争議の時点ですら、大部分の農民の行動は部落の枠をこえることができず、小作争議を展開することも、争議から後退することも、多くは、部落内範囲の仲間の団結を通してなされる傾向がよかった。……争議過程の中で、村落内における小作農民の発言力が強まり、地主制、親方小方制、その他の村落内身分制が撤廃される傾向を進めたが、結局それは、村落の地主的秩序をつき崩すものであったが、伝統的生産秩序をつき崩すものでなかった点である。……小作農中心への村落構造の基本的変革は全くなかったのである」⁶⁾と農民運動のエネルギーの部落内没を強調する。つまり、村落を基礎にした農民運動の展開は、小作農中心の体制的変革運動へと発展していかない本質をもっていることをのべている。

村落が社会変革の中でいかなる意義をもつかということ蓮見音彦氏は次のようにのべる。「村落が社会体制の変革においていかなる意義をもつのかを明きらかにするということであろう。もちろんそれは、変革の推進要因として、村落がいかなる意義をもち、変革過程においていかなる機能をはたすということではなく、変革を阻止し、あるいは遅れさせる上で村落がいかなる役割をはたすのかということを含むものである」⁷⁾蓮見音彦氏の問題意識は、「改革後の村落が、ことに戦前期および戦中期の国家独占資本主義ならびにファシズム期の再編成を経過しているものであったことは重要な点であった。いわば、それは国家独占資本主義段階における農民統治の機構としての村落だったのである……村落研究において明きらかにする必要があるのは、今日のような状況の中で、農民的組織化の拡大がどのようにしてはかりうるのかという条件の解明であり、かつ上からの統制的組織化に包摂されてゆくものとの分岐点を明きらかにすることである」⁸⁾。

入会林野問題を農家生活の視点から国の林野法政関係の政策が貧しい一般林野人民の犠牲のうえに行なわれたとして、「林野法制の展開と村落共同体」を法社会学的に分析した北条治氏は、貧民層にとって、入会地における私的利用（消費）＝権利は、共同体規制というたちで保護されることをのべている。「貧しい構成員にとって、共同体は生活の基盤であるばかりでなく、商品生産の基

盤でもあった。それゆえにこそ共同体の規制がいっそう強く要求されるのである。……入会地における私的利用（消費）＝権利は、共同体規制というかたちで保護され、そのなかに貫徹するのであるが、同時に、また全体の規制をうけなければならない⁹⁾ さらに、同氏は、共同体規制のなかでの林野利用の権利者＝構成員資格は、徳川時代の集団の決定を必ずしも踏襲せず、部落永住の意志が第一義的であることをのべている。「封建的支配のもとに置かれている村落集団の林野利用は、貢租負担者を本来の構成員としてこれを中心にして行なわれていたのである。これが明治時代になると大きく変化をし、部落永住の意志が第一義的となる。そうして、ここにおいては林野利用が必ずしも耕地所有という事実のみによっては認められていないことである。林野利用の資格は、つねに集団による決定にもとづくものであって、徳川時代の集団の決定を必ずしも踏襲しているとはいえないのである。商品生産の変化、これへの対応、そうして集団構成員であることの地位が林野利用を可能としていたのである」¹⁰⁾。

北条浩氏は入会の「慣習」を現実の農民生活の中での入会に求め、その原基型を徳川時代に置いていないのである。ここには、すぐれて現実の農民生活を防衛していくという鋭い問題意識からの分析視点がある。貧しい層にとっての私的利用（消費）＝権利が、共同体規制によって保護されていくという北条浩氏の視点は、部落有林野統一事業反対闘争における村落構造の政治的エネルギーをみていくうえで大きな示唆をあたえている。

明治末期の部落有財産統一事業段階には、入会権は全く私権化しているが、部落共同の規制が強く働いて、私権に制限を加えていたこと、また、そのことで政府の共有林野整理政策は部落の強い抵抗をうけて敗退することを竹内利美氏は次のようにのべる。「明治末期においてもなお、入会林野と農民生活のむすびつきは緊密なものであり、また部落集団の維持財源としての意識を明確化していたから、それに対応する部落自体自衛的整備工作はすでに完了しており、政府の整理方策は多くの場合、部落の強い抵抗に遭って、敗退せざるをえなかった。共有林野が部落結合の因子となお強く働いていただごとを、そこにみとめうるが、しかし、それは旧来の「共同体」的所有関係の単なる残存ではなく、その基礎条件は全くことなっていたのである。……かくて、居住関係（部落集団への帰属）と、入会関係とは分離して、入会権は全く私権化する。ただそこにもなお、部落共同の規制が強く働いて、私権に制限を加える傾向がひろく残存した」¹¹⁾。

政府の部落有林野統一事業が、部落の強い抵抗によって敗退したという竹内利美氏の評価には疑問が残る。明治43年の部落林野統一政策であった無償無条件統一は、政府の予期した通り進まず、大正8年「公有林野整理促進に関する」農商務・内務両次官通達にみる条件緩和に大きく政策的転換をした。そして、統一政策を遂行していくが、政府の政策転換が部落の強い抵抗にあって行なわれたのでは決しない。絶対主義天皇制権力の政策転換を行なうほど部落有林野統一反対闘争が全国的に展開されたものでない。それまで、主体的に共有林野をもつ部落住民は成長していなかった。町村行政は、明治44年の町村制改正によって「国家統制を強め、かつ行政の能率化を促進するために……第一に市町村の執行機関の改組とその権限の強化拡大、第二に団体ならびに機関にたいする

国の事務委任の拡充，第三に市町村財政力の利用度の向上¹²⁾ ということ，絶対主義的天皇制官僚機構として町村行政を整備充実していったのである。「明治44年には，部落有林野統一，入会権の整理を促進する措置がとられた。第一は，町村制の改革である。……部落有林野統一，入会権の整理について，直接の規定はないが，町村長および監督官庁の権限を拡大し，町村における官僚の支配力を強化した点において，間接的には少なくない影響をあたえた。第二は，森林法の改正である。とくに火入制限に関する規定である。……許可を森林・原野・山岳・荒蕪地まで広げ，しかも地方長官が必要と認め，農商務大臣の認可をうけた指定地に限定¹³⁾ にみられるように，部落有林野統一の体制作りが同時に行なわれていくのである。

この絶対主義的天皇制の官僚機構に対抗していくのが部落有林野統一政策反対闘争の本質である。大正8年の統一政策の転換は，無条件無償統一が地主的経済や問屋制的な地方経済を基盤にもつ町村行政の支配層の利益に合致しない側面が地方によって数多く存在し，また，上からの強力な行政指導のない町村行政においては，遂行が遅れたのも当然である。大正8年の部落有林野統一の条件緩和の内容は，多くの部落住民の生活を防衛していくものでなく，絶対主義天皇制の官僚機構を町村行政のレベルで支えていった地主的・問屋制的経済の論理であった。従って，大正8年以降条件緩和政策によって部落有林野統一事業は急速に進行していくのである。

本稿での喬木村における部落有林野統一事業反対闘争は，大正6年から昭和4年まで部落ぐるみで闘われた事例であり，運動の内部においても富農層を中心にして行政側の示す条件付統一が存在していたことは否定しえない。しかし，入山禁止令，拘留事件等のなかでも部落有林野を利用した生業を続け，たび重なる訴訟運動，警察に対する自衛組織作りなどをしながら部落有林野統一反対闘争を行ったということが全国的普遍性をもったという視点からでは決してない。全国的部落有林野統一対策について，「明治42年現在の全国の部落有林野は，台帳面で228万4千町，名義上私有地と化しているものを含めると540万町あるいは570町といわれ，町村及びこれを組合有の64万9千町をはるかに越えていた。全国部落総数7万6千のうち4万1千の部落が部落有林を所有していた¹⁴⁾。

全国いたるところで，4万近くの部落有林野をもつ部落が喬木村のように長期にねばり強く闘ったとはいいがたい。全国的な面からみるならば喬木村の部落有林野統一反対闘争は，希な事例であったと推定される。林野統一政策は，明治末期の部落有林野の4分の3程昭和13年の終るまで実現していく。「部落有林の統一面積を年次別にみると大正3年までは，無償無条件が半ばを越えていたが，次第に条件付統一が増加し，条件緩和後は，ことにこの傾向が顕著になった。統一面積も8年以降，大正年間において増大している。離権して個人分割した面積は昭和13年までに40万町歩，統一面積199万町歩の2割に当り，最後まで残された部落有地は70町歩とされている¹⁵⁾。

ところで，本稿の事例の喬木村林野問題は，昭和4年の東京控訴院和解判決によって一応の終末をみる。和解条項の主な内容は，1，村有6割，旧小川村部落4割の分割，2，村有地での薪炭養草採取，3，切畑・開墾地の関係民への無償譲渡，4，立木の旧小川部落の無償譲渡等となってお

り、大正6年の村議会決定約4千町歩の部落有地の無償無条件統一を撤回する。村側は、地元関係住民に大幅な譲渡をしたことになる。分割地の決定もその後昭和11年までかかっている。さらに、昭和31年に村有地の一部490町歩を国有地に売却決定した村議会に対して、地元部落住民から昭和4年の和解条項「自家用薪炭養草採取」等のことで問題が出され、山問題が再び起きる。昭和36年には、議会解散請求が地元部落住民をはじめ村民2千名で出され、村議会解散が実施され、選挙後初議会で村長不信任という事態が起きるのである。

以上のことから、戦後になっても、部落有林野の問題は、地元部落住民にとって大きな権利の問題として存在していたのである。部落有林野は昭和27年より、財産区として残り、昭和45年までに1千町歩の造林事業を行なっていく。これに反して、村有林の造林事業の進行がなく、昭和42年より公団造林によって進められ、昭和51年まで167町の人工造林にすぎない。戦後における部落有林野の位置づけは、いわゆる「高度経済成長」以降大きな変化をともなった。薪炭経営の解体、養草採取の消滅、国内木材の不振等山村の部落住民の生活にとって部落有林野は大きな比重低下になったのである。従って部落有林野統一事業反対闘争の意義を歴史的に問題にすることが直接的に戦後昭和35年以降の農民生活に大きな影響を与えるという観点からではない。もちろん、全くかわりがないということではなく、道路、学校施設、部落公民館等公共事業の部落負担ということで地元部落住民の社会資本充実に大きな役割を果している。

本稿の分析対象は、大正6年から昭和4年までの部落有林野統一事業反対闘争を中心にして、その村落構状の特徴、農家経済とのかかわり、喬木村、地元部落の社会的・歴史的基盤の特徴などを明きらかにするものである。

本稿は三つの章からなっている。

第一章は、喬木村の部落有林野問題の特殊性を明きらかにする。これは、喬木村の林野問題が直線的に全国的な普遍性をもつということではなく、あくまでも地域的特殊性の中で起きていることを強調するためである。このために、第一に、喬木村の明治期の行政村の成立過程、合併と分村の動きと関連させながら各部落の特徴を分析する。第二に、部落有林野統一問題と地域経済の特徴である。これは、喬木村の行政村の支配層の経済的基盤と村行政の内在的論理からの部落有林野統一の積極的対応の構造を明きらかにするためである。第三に、喬木村の部落有林野統一事業における県の行政指導と村行政の対応の具体的状況を明きらかにする。県の行政指導の役割を絶対主義的天皇制の官僚制機構の充実という視点から町村行政の官僚制化の展開とそれを支えていく具体的村行政の基盤を明きらかにするのである。

第二章は、部落有林野統一事業反対闘争を具体的に展開していくものである。その場合、村落構造との関係を重要な視点として分析していく。反対闘争には、大きく三つの段階区分がある。第一は、村行政従属の山惣代親方兼寄生地主を解任していく段階である。これは、村落の支配構造が大きく変化していく問題として重要な点である。第二は、行政と警察による部落有林野に対する強権的な攻撃とそれに対する地元部落住民の自衛組織化、訴訟闘争、警察機構改革運動、社会主義的運

動との関係などを明きらかにすることである。第三は、部落有林野問題をめぐる村行政と地元部落の和解の過程である。

第三章は、部落有林野統一事業反対闘争の社会・経済的基盤を問題にする。中心的に闘った大島部落の村落構造に即し明きらかにする。第一は、部落有林野の管理運営と村落構造分析である。第二は、部落運営と村落内に存在していた養蚕組合、薪炭組合、木炭組合などの生産組合が部落有林野統一反対闘争といかにかかわっていたのかを明きらかにする。第三は、部落有林野と農家経済のかかわりを具体的に養蚕業、製材業、薪炭業に即して分析していく。とくに、この場合、部落有林野反対闘争を中心に闘った大島部落の農民層分解の状況を把握していく。第四は、部落結合と同族、親族結合の関係を明きらかにする。部落結合を絶対主義的天皇制の精神的動員として利用しようとした神社統一問題は¹⁶⁾、大島部落においても存在していたが、しかし、神社統一は、部落ぐるみ反対闘争における部落結合の象徴として推進の役割を果さなかった。そして、部落内における氏族集団と部落的結合のかかわりを明きらかにする。さらに、第二は、通婚の状況が他部落とどのようにかかわっていたのであるかということである。とくに、旧小川村の枝郷であった大島部落が旧小川の4部落と隣りの加々須部落とどのような通婚関係をもっていたのであろうかを明きらかにするものである。それは、大島部落の4部落への社会関係をみるためである。

第一章 部落有林野統一問題の喬木村の特徴

（一） 喬木村成立当時の分村問題と各部落の特徴

近代の行政村喬木村は、明治7年10月12日の旧近世行政村の5ヶ村による合村願の県提出によって始まる。当時の5ヶ村は、部落有林野がきわめて少ない阿島村、富田村、伊久間と部落有林野を廣大にもつ小川村、加々須村である。とくに、小川村は、表(1)に示すように、合村願の提出書類によれば、戸数319軒、人員1,600名と他村に比して大きな村であった。小川村は、4つの部落をかかえており、本村と枝郷とに近世行政村では分かれていた。また、小川村は、幕府の榎木山の一部があったところで、村支配も榎木奉行と良田を支配する複数の代官によって支配されていたことを平沢清人氏の研究から知ることができる¹⁷⁾。また、同氏によれば、本村の枝郷の矛盾から枝郷の独立化の傾向をもっていたこと、さらに、他の近世行政村との関係でも地元村、入会村、入方村という矛盾関係を持っていたことをのべている¹⁸⁾。

幕末には、榎木年貢の廃止、年貢金納化となり、山稼を積極的に行なう地元村の状況があったことを平沢清人氏は次のようにのべる。「第四期は榎木年貢は廃され、年貢金納化となり、百姓は金を得るために山稼を積極的に行ない、御料林内の組織的な盗伐までも含めて、かつての榎木山としてではなく、新しく新資源として山が見直されて幕末を迎えたといえよう。地元権は強化され、枝郷間の対立、入会村との対立もかつての榎木山としての面影はほとんどなくなって、百姓稼山として新しく脚光を浴びるにいたった¹⁹⁾。年貢金納化という特殊な条件のもとで、旧小川村大島部落は山稼ぎによって商品生産を発展させていったのである。いうまでもなく、そこでは自由なる下

表(1) 明治8年喬木村成立時の旧村5ヶ村の状況

| 項目 | | 阿 島 | 富 田 | 伊 久 間 | 小 川 | 加 々 須 | 計 |
|----|---|----------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 反 | 計 | 84町4反 3畝4歩 | 71町7反 9畝3歩 | 44町7反 4畝25歩 | 162町7反 3畝18歩 | 22町5反 3畝5歩 | 388町2反 5畝23歩 |
| | 田 | 34町5反 1畝16歩 | 35町3反 8畝 | 13町6反 7畝25歩 | 73町7反 4畝15歩 | 11町7反 4畝18歩 | 169町 6畝14歩 |
| 別 | 畑 | 51町9反 1畝18歩 | 36町4反 1畝3歩 | 31町 7畝 | 88町9反 9畝3歩 | 10町8反 15歩 | 219町1反 9畝9歩 |
| 家 | 数 | 388軒 | 146軒 | 110軒 | 319軒 | 47軒 | 1010軒 |
| 人 | 計 | 1,992人 | 769人 | 565人 | 1,600人 | 248人 | 5,174人 |
| | 男 | 979人 | 409人 | 273人 | 825人 | 109人 | 2,595人 |
| | 女 | 1,013人 | 360人 | 292人 | 775人 | 139人 | 2,579人 |

明治7年12月5ヶ村「合併願書」

(喬木村誌編纂委員会編「喬木村誌」)
(喬木村役場, 106頁~107頁を表に加工)

小川山人会関係村略図

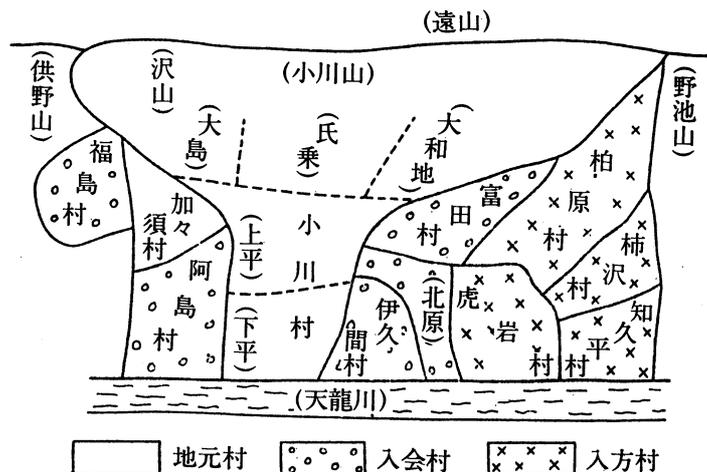


図1 平沢清人「近世入会慣行の成立と展開」御茶の水, 225頁より

からの商品生産の展開ではなく、御料林、部落有林野に規定されてのものである。以上のように、近世行政村の旧小川村は、御料林、部落有林野が百姓層にとって大きな存在であったのである。明治7年の部落有林野をもたない他村との合併による喬木村成立は、発足時から歴史的に形成されてきた林野問題の矛盾をもっていたのである。

明治7年の合村題は、5ヶ村のそれぞれの戸長、副戸長、平民総代の連署で行なわれている。近世行政村の地方役人層の連署で合村願いが出されているが、この要求が、内在的なものであるのか、明治初期の大区小区制の要請であるかは、その後の喬木村の近代行政村の内在的な基盤を考えるうえで重要な視点である。幕末における5ヶ村は、それぞれ異なる支配者の領地であった。明治4年の廃藩置県では、5ヶ村が同一の伊那県になったわけではなく伊久間村が名古屋県に編成されている。明治5年の筑摩県成立によって5ヶ村は小区になったのである。明治6年の小区統合でも同一であ

った²⁰⁾。明治8年1月に発足した喬木村は、その後分村願いが出されていくが、以降、戦前、戦後と一貫して同一町村であったことは注目に値する。

大区小区制での町村合併は、大きな無理があったことが都丸泰助氏は次のように指摘している。「古来の町村とは無関係に、人為的な行政区画たる大区小区を上から持ちこみ、しかも区長・戸長は大部分官選とする新しい体制が発足したのであるが、そこには大きな無理が生ずることは当然であった。永い年月をかけて住民がつくりあげてきた共同体である町村を無視して、地方行政を行なうことは、必然的に住民の非協力と反抗を生むことになるからである。」²¹⁾ 喬木村の発足は、筑摩県が定めた明治年の小区範囲をそのまま継続したものである。この小区の範囲が5ヶ村の合村願となり、また、戦前、戦後と継続性をもった基盤はなんであったろうか。

明治7年の5ヶ村の合村願の前に小川村と加々須村との合村願が出されている「明治6年6月、加々須村は小川村との合併願を筑摩県に提出したが、戸籍区から大小区制へ移行、大きく町村合併が取り上げられている時であり不認可となった。」²²⁾ 5ヶ村の合村には、小川村の中に不服があり、陳情の連判帳作成中に徒党強訴を企てるものとして検挙収監されたことを「喬木村誌」は次のようにのべている。「明治8年12月25日、小川耕地共有山の所有権・入会権に関して村の合併統合について不服があり、小川耕地の代表10人が陳情の連判帳作成中を（他区の密告）飯田裁判所から徒党強訴を企てるものとして検益収監された。」²³⁾

村誌からみるかぎり、5ヶ村の合併は、旧小川村住民の強い反対をおしきって、強権的に実施されたものとみられる。この合併を支えた5ヶ村の内在的基盤は、部落有林野をもたない3ヶ村の村方支配層の論理が強く働いていた。明治8年5ヶ村が合併した当初は、5ヶ村が単位になっていた小区の戸長、阿島部落長谷川範七隣家に戸長役所を設けている。長谷川範七家は、明治4年戸長、明治6年大区長、筑摩県より準官等14等におされている。そして、明治6年に20人繰の器械製糸工場を阿島部落に作っている²⁴⁾。長谷川家は、地方行政を担当したばかりでなく、自生的に発展していく製糸工場の経営者でもあった。

5ヶ村合併後初代の戸長になる吉沢作右衛門家は、伊久間村の名主層で幕末にすでに地主として村落に君臨していたのである。平沢清人氏の研究「江戸中期伊那郡伊久間村吉沢家の小作形態」によると吉沢家は、江戸中期すでに、伊久間石高の3分の1から7分の2を占めたといわれる²⁵⁾。

阿島村の自生的なブルジョア発展をとげようとする製糸工業や問屋制的傘業等の農村工業の経営者層と伊久間村、富田、小川の地主層の内在的要求が5ヶ村の合村願を推進したとみられる。すでに、ここでは、旧村の部落の範囲から近代的な行政村の地域支配の状況が現われていたのである。また、同時に、部落有林野をもたない阿島村、伊久間村、富田村にとって農民は、小川村のもつ林野の入会問題は最も大きな関心であった。とくに、入方村として入会料を支払われていた伊久間村、富田村の農民にとっては、入会問題はきわめて切実であった。

明治8年に下伊那郡では合併により34ヶ町村になっているが、この合併もそれぞれうまく機能せず、明治14年、15年に再び分村問題が起き、下伊那の多くの村で分離問題が起き、新たに75ヶ村と

行政村が小さくなる傾向を示した²⁶⁾。

喬木村においては、明治17年12月に旧阿島村、旧小川村の枝郷を中心にした6ヶ村の分離申請が県に提出されている。その申請の分村内容は、阿島村、小川村、上小川村（氏乗部落、大和知部落、この二つの部落は旧小川村の枝郷で名主株の農家のない部落である）、富田村、伊久間村、喬木村（加々須、大島部落、大島部落は旧小川村の枝郷）の6ヶ村分離請願書であった。しかし、明治18年2月に県より不許可になっている。ここで注目すべき事実は、それは、単なる以前の近世行政村の領域の村に復旧分離するというだけでなく、旧小川村の枝郷であった部落が分離願を出して、部落連合による新たな独立村を申請していることである。ここには、近世行政村の合併、分村という論理でなく、村落共同体的諸関係による部落の連合である。とくに、旧小川村は、3つの枝郷の部落をかかえている大きな村であったが、枝郷どうして1つの行政村を要求することではなく、大島部落のように、他の近世行政村の部落と連合して1つの行政村を申請している。これは、大島部落が枝郷のなかでも幕府の「御料林」の見廻りを担当していたことにより、同じ枝郷である氏乗、大和知との矛盾関係をもっていたためである。

明治17年に大島部落と連合して独立行政村を作る要求をだした加々須部落は、大島部落から4km下った部落である。大島部落とは沢山の中に共同の共有林野が存在している。加々須部落は、明治期以降も擬制的被官制の身分関係が残っており、親方K家の部落での絶対的支配があったのである。K家は、明治8年の5ヶ町村合併によって喬木村の副戸長をしている。加々須部落は大島部落のように集落が密集しているのではなく、散居的に林家兼農家が点在している。大島部落との交流も通婚などでは全くみられていない。

加々須部落と大島部落の対立は、明治37年にK家が小川、加々須の共有林80町歩を私有化したということで山論が起きている。大正6年以降の部落有林野統一事業反対闘争には加々須部落は加わっていない。むしろ親方家によって林野統一派にまわっている。以上にみるとおり、大島部落と加々須部落の利益の共通は、沢山の共有林野があることで部落連合の基盤はないわけでないが、社会的・経済的な面からみるならば共通の利益は少く、その後において、むしろ、共有林野をめぐる部落間の対立をしているのである。大島部落の旧小川村からの独立化要求が加々須部落との連合によって単独の行政村の申請をした理由であるとみられる。

明治22年4月の町村制施行によっても喬木村の行政領域は明治8年の5ヶ村の合併から変わることがなかった。しかしながら、明治25年2月、阿島区民が再び入会林野の紛争を理由に「分離請願」を10名の連署で長野県知事に出している。さらに、同年4月に阿島区住民417名の連署で「分村追願書」が知事へ提出されている。これと反対の立場をとる富田区代表、小川区代表、伊久間区代表より「分村反対具申書」が長野県参事に明治26年4月に提出されている²⁷⁾。

明治25年2月の阿島区民より出された「分離請願書」によれば、旧5ヶ村は、古来より慣習が異なり、共有林野等の紛争により、利害も異なり敵視相容れざることを次のようにのべている。

「旧5ヶ村ハ古来ノ沿革慣習ノ異ナルヨリ利害相異ナルノ結果ヲ生シ区域……本村ハ始メ各自ノ

合意ヨリ成立センニ非ズシテ明治7年官制ヲ以テ人情ノ異同ヲ問ハズ風俗ノ如何ヲ願ハス命令的ニテ41小区5ヶ村(阿島, 小川, 加々須, 伊久間, 富田)ヲ合併センメタルモノナレハ相互ニ彼我ノ念ヲ抱キ一致協和スル能ハサルニヨリ町村維持ニ最モ必要ナル基本財ノ如キハ半銭ノ徴モ備ヘアルコトナク共有営造物ノ如キモ又一個ノ設ケアルコトナシ是レ公事事業ハサル最モ著シキ事実ナリトス。加之ナラス阿島ハ小川加々須ニ対シ共有山ノ紛議アリ……相敵視シ相容レサルコト恰モホト炭ノ如シ……」(阿島区文書「分離請願書」)

さらに、「一致和合スル能ハザルノ理由」の要点として、部落間の地域経済の相違により、阿島区の喬木村全体での税負担の大きさ、阿島区の地価の高いことよっての不公平な税負担のことを次のようにのべている。

「阿島ハ最モ養糸業ノ如キハ郡内中他ニ一歩モ譲ルコトナク、……雨傘ハ古来ヨリノ物産ニシテ盛ニ製出シ……他区ハ……著シキ物産モナク工商共ニ稀少ニシテ公共事業ハ山村保護等ノ類ニシテ之レヲ比較セハ川ト山ノ生活ヲ異ニス……明治8年地券改正ノ際各耕地ニ引分ケ区々ノ取調ヲ以テ地価ヲ附センモノナレバ素ヨリ一定ノ公平ヲ見ル能ワス故ニ我村ノ如キ……阿島ハ実地ヨリモ上等ノ階級ヲ附セラレ総テス公平賦課負担ニ苦シム甚シ」

喬木村全体に対する阿島区の税負担の比重を阿島区文書「分離請願書」より整理したのが、表(2)であるが、この表からみるかぎり、阿島の人口、戸数に対して、その比重の大きいのは、営業税、職工税、宅地税である。税の大きな位置であった農地に対して決して全体の中で特別比重が大きいわけでない。阿島区の全体に占める税負担の比率は、営業税62% (289円30銭)、職工税63% (81円)、田地価34% (42330円)、畑34% (12541円)、宅地税51% (6613円)、山林原野29% (1567円)となっている。明治22年の町村制公布のときの喬木村の人口は、5873名であり、阿島の「分離請願書」の中での人口数は、2305名であり、全体の約4割になっている。

入会林野をめぐる紛争のことについては、明治8年の5ヶ村合併によっても何等解決せずたび重なる紛議が続いていることを「分村請願書」は強調する。とくに、共有林野での脱落地、切畑地の

表(2) 明治中期の喬木村における阿島区の経済的位置

| | 阿 島 区 | 小 川 区 始 他 区 | 喬 木 村 合 計 |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 御売以下営業税 | 289円30銭 | 178円30銭 | 467円60銭 |
| 御売以下営業人 | 87人 | 80人 | 167人 |
| 職 工 税 | 81円 | 47円10銭 | 128円10銭 |
| 総 操 釜 数 | 92個 | 20個 | 112個 |
| 田 反 別 | 93町2反16歩 | 214町4反5畝29歩 | 307町6反6畝15歩 |
| 地 価 金 | 42,330円79銭 | 83,751円28銭 | 326,082円7銭 |
| 畑 反 別 | 81町9反20歩 | 195町3反8畝6歩 | 277町2反8畝26歩 |
| 地 価 金 | 12,541円67銭 | 24,005円59銭 | 36,547円26銭 |
| 宅 地 反 別 | 15町73畝28歩 | 23町3反9畝21歩 | 39町1反1畝19歩 |
| 地 価 金 | 42円2銭 | 27円15銭 | 69円17銭 |

明治25年阿島区「独立分離願書」より

私権化も大きな問題として浮びあがってきている。これは、地元部落の農家の養蚕業等の内的な商品生産の発展による共有林野の開墾から生じたものである。

「明治7年合併トナリ今ノ喬木村ヲ結成センニ同8年地引張上申ニ際シ小川加々須阿島ト所有ノ争論ヲ生シ比間平和策ヲ執リテ周旋スルモノアリ訴訟策ヲ執リテ勝敗ヲ試ミント説クモノアリ議論百出決スル所ヲ知ラス互ニ局部ノ利ヲ確執シテ遂ニ飯田治安裁判所ノ勸解ヲ仰キシハ実ニ是レ明治14年10月ナリ……明治18年長野県庁ヘ向ヒ阿島人民ヨリ沢山全山尽ク官林タルノ証拠ヲ以テ申告セシニ……19年3月ニ至リ県庁ヨリ三耕地共有ノ地券ヲ下附セラレ比事止ミス。

松本始審ノ裁決明治20年2月8日小川耕地加々須ノ起訴ニテ山地所有論争ヲ松本始審庁ニ訴フ……明治22年4月阿島ヨリ小川加々須ニ係リ所有論ヲ命セラル又脱落地ト称ス私シセントス、明治22年4月加々須民ノ脱落地ト称ス届出ニ際シ阿島ヨリ故障上申ニ及ヒシガ未タ決セス。

切畑ヲ私シセントス明治22年8月小川加々須人民切畑開墾ヲ出願ニ付同シク故障ニ及ヘリ。争論執行ヲ訴フ、明治22年5月小川加々須ヨリ阿島ニ山争論ノ執行ヲ松本裁判所ニ訴フ、明治23年2月其局ヲ終フ

耕地境界論ノ未決明治23年10月加々須ト阿島間ノ耕地境界ノ争ヒヲ当村長ノ扱フ処トナリモ未ダ決セス。山地入会争論小川加々須阿島ノ間ニ入会争論生シ明治24年9月飯田支部ヘ起訴……今尚審理中」(「阿島区文書」『分離申請願、「一致合スル能ハザルノ理由ノ要点」])

以上のことから、阿島区が分村を県知事に申請する背景に、旧小川村加々須との共有林をめぐる紛争と密接にからみあっていることが明きらかである。この分村願は、明治21年2月の松本地方裁判所に提出している。明治22年2月の東京控訴院の沢山所有権確認訴訟の敗訴の後であることは注目すべきことである。明治21年11月、松本地方裁判所での敗訴後にも阿島区は分村願書を県知事に提出しているが不許となっている。

ところで、阿島区民の「分離申請書」に反対する小川、富田、伊久間の区民は、「非分離具申書」を長野県参事会に明治26年5月に提出しているが、その主な内容は、次に示すとおりである。

「本村ハ明治7年官制ヲ以テ旧5ヶ村……ヲ合之テ喬木村ト定メラレ以来重ヌル玄ニ20星霜合村ノ当時ヲ追想スレバ……感情ニ制セラレ多少紛議ヲ免レサリ之ト年ヲ歴月ヲ重ヌルニ從ツテ其悪感情モ消散之アリ今ヤ全ク一村ヲナシ……阿島区ニ於テ分離独立ヲ請願セントハ……事実ヲ誣言ヲ誇大ニシ以テ分離ヲ僥倖センコトヲ希図スルモノト謂ハサル可ラズ其基本財産共有營造物ナキト主張スルガ如キ甚タ謂レナキニアラスヤ……小川加々須対阿島山論ノ余毒流レテ人情ノ上ニ頭ハレ互ニ敵視シ議會ヘ為ニ人ニ組スルニ至リ葛藤絶ユル期ナシト主張スルヤ如キ嗚呼何ソ言ヲ誇大ニスルノ甚シキヤ……小川加々須阿島ノ関係ノミニシテ他区ニ及サズ何ソ貴重ナル議會カ為メニ人ニ覚スルカ如キ不道理ヲ生セン……小川伊久間富田間ニ於テハ先年山論ヲ法廷ニ争ヒシモ今日何等ノ余毒ナキニ非スヤ訴訟ノ為ニ分離セサル可ラザル関係アリトハ事実ニ背キ道理ニ戻ルモス甚シト謂フヘシ……阿島区ノ主張スル所ハ区々タル感情ニ訴ルモノニシテ自治制ノ本旨ニ反スルモ尚且ツ分離セザル可カラサルノ事実理由之レアラザルナリ……」(阿島区文書「非分離具申書」富田、小川、伊久間

明治26年5月29日長野県参事会提出)

この「非分離具申書」は富田区の代表5名、小川区の代表2名、伊久間区の代表1名で提出されているが、それぞれ明治初期の戸、長副戸長が中心となっている。また、伊久間の代表者は、明治28年から明治30年まで村長であり、(大正6年県税戸別等土地所有調によれば、田8町7反5畝、畑3町3反3畝、宅地1683坪)富田の代表(前記大正6年の土地所有調、田6町4反5畝、畑1町4反、宅地760坪)は明治30年から明治31年まで、小川の代表は、明治31年から明治32年(前記の大正6年土地所有調、田6町1反7畝、畑2町4反5畝、宅地1256坪、小川耕地山総代)まで村長を勤めている。

第一回村議会選挙明治22年4月は、定員18名のうち阿島区は6名、小川7名、富田4名、伊久間1名であった。明治26年6月20日の村議会では、議員15人(内、欠席2人)で裁決の結果、分離可とする議員5名、分離否とする議員8名であった。分離可とする議員5名は阿島区「分離申請書」10名連署にそれぞれ名を連ねている。阿島区出身の村長は、明治22年から明治26年まで就任しており、明治8年から明治18年まで阿島から戸長が選出されている。阿島出身の村長は、分村裁決2日後退任している。その後、明治43年まで村会は、阿島区から村長を選出していない。しかし、部落有林野統一事業の行なわれた大正6年のときは、阿島区出身の村長であったのである。

明治22年の町村制施行後の阿島区の分村願は、入会権をめぐる小川・加々須と対等の共有権があるという主張の中でのことであり、訴訟敗訴後は、阿島選出の村会議員、入会阿島耕地惣代層を中心にして分村運動が行なわれるのである。阿島区は、領主知久家2700石(明治2年領地引渡時、近世行政村4ヶ村支配、阿島以外は喬木村でない)²⁸⁾の陣屋があったところで、商工業が徳川時代から発展していた地域である。知久家の家臣団を中心にして傘業が発展し、明治期以降は、問屋制家内工業として阿島区の多くの農家に副業として普及していったのである。

この傘問屋層は、知久家の命に従った市瀬家(大正6年の県税戸別等級上地所有調べによれば、田4町8反、畑1町6反、宅地1085坪、すでに、このときは寄生地主兼高利貸)と豪農層から生まれた原唯次郎家(前記の大正6年の土地所有調、田2町7反、畑2町5反、宅地972坪明治40年～昭和12年村会議員)が存在していた。阿島区は、長谷川範七家を中心に明治初期から生糸工業が盛んに行なわれたところでもあった。明治18年には、長谷川組傘下工場482釜(明治16年長野県統計の長谷川範七自身の工場は、職工60名、資本金5000円、年間3000貫生産)を数えている。また、旧家臣団22名による精神社製糸会社を明治14年に設立している。(明治16年の長野県統計書、職工数51名、資本金5219円、年間1899貫生産)この2つの製糸工業の他に喬木村では、明治16年の県統計書において、山越栄三工場(職工数12名)、白子延平工場(職工数21名)、河原平六工場(職工数27名)が記録されている。

阿島の長谷川範七は下伊那郡の先見的な製糸工業経営者であった。「下伊那郡の器械製糸工場も、明治6年長谷川範七20人釜の工場以外になかったものが、明治21年には「長谷川組」は586釜に発展し「伊那製糸会社」も454釜へと進展するに至るのである。明治12年……全県下同業者協力して

蚕種の改良を促し、製糸の方治に注意し、良い糸を製造しようとするので「友誼社」を設立することになった。下伊那から参加したのは喬木村阿島長谷川範七……の3名であった。……13年（1880年）3月26日「友誼社」の発起人として範七等9名によって生糸改良について本県に建言書を出している。……長谷川範七は堅曹の説に感じ、製糸の改良説を唱え、蚕種改良をはかると共に、同業を語り「長谷共組」を設け、生糸の均一、精齊ならんことをつとめ、揚場3ヶ所を5百円余を投じて作った。明治12年（1879年）4月範七は政府に対し、「製糸資本金拝借嘆書」を出している。……

範七は各村に「養蚕組合」を起し、又蚕児飼育、桑樹栽培等の方法を研究するために「養蚕講話会」を開き、又市瀬善治等と「蚕種製造組合」もつくった。……かくて「生糸改良長谷川組」は……明治21年（1888年）には下伊那本部のみにて586釜（職工数700名）製糸高3254貫に達した。そのように発展するに至る資金は長谷川組に加盟していた「精神社」の名による借入金によるところが大きかった。²⁹⁾

生糸改良長谷川組は、生糸の粗製乱造の状況が進む中で、蚕種の改良、生糸製造の方法改良による良質の生糸を作ることと、生糸の均一により、共同販売することを目的としたものである。また、各養蚕農家に対して「養蚕組合」などを設けさせ、蚕児飼育、桑樹栽培等の研究指導を行なったものである。長谷川組は、下伊那の広範な養蚕農家と生糸工場に大きな影響を与えていったのである。長谷川組に、松方デフレ政策の不況で打撃をうけ明治17年（1884）5月、阿島領主知久家の家臣を中心に作った「精神社」の名によって「製糸営業資本金拝借願」を出し2万円の融資を受け、数年の延命を続けることができたが、町村制施行の年に解散に追い込まれている。つまり、長谷川組は、下伊那郡下の製糸業に大きな影響を与えたが、経営基盤はきわめて脆弱であったのである。その後、喬木村製糸工場は、20釜の湯川鶴吉工場（明治22年7月設立）、20釜の羽生小市工場（明治25年8月の設立）がみられるが³⁰⁾、明治16年にあった5つの製糸工場は倒産している。

（二） 部落有林野統一問題と地域経済の特徴

明治36年の長野県統計書には、明治26年の工場名はない。新たに3つの製糸工場が記載されている。喬木館（吉沢定次郎工場）は、明治28年設立、職工数64名、城田製糸所（城田佐一郎工場）明治32年設立、職工数18名、田製糸場（筒井弥八工場）明治33年設立、職工数20名、吉川製糸所（吉川嘉市工場）明治34年設立、職工数26名であった。大正4年の長野県商工統計では、2つの製紙工場が記されているが、前記の工場のうち、残っているのは、喬木館のみである。そこでは、195名の職工数をもつ。もう1つの工場は、阿島館で大正4年設立で職工数44名である。表(3)に示すとおり、前者の工場経営者は、田3町1反8畝、畑2町4反、宅地2805坪をもっている。後者は、田1町3反1畝、畑5反7畝、宅地244坪である。

前者は地主としての側面を強くもっていたのである。喬木村の製糸工場は、倒産してまた新たに生まれていくということを繰返していく。しかし、農村における製糸工業の基盤は存在していたことを忘れてはならない。

表(3) 喬木村製糸工場主土地所有規模（大正六年）

| | 大正四年職工数 | 水田面積 | 畑作面積 | 宅地 |
|--------|---------|----------|---------|--------|
| 吉沢 陸三郎 | 180人 | 3町1反3畝8歩 | 2町4反12歩 | 2,805坪 |
| 市瀬 享蔵 | 40人 | 1町3反3畝5歩 | 5反7畝9歩 | 244坪 |

職工数 長野県商工統計，土地所有，大正6年村税戸級別1～16等調

ところで、大正4年から6年にかけて喬木村の養蚕農家は、組合製糸を作り多くの農家が加入していくのである。「大正4年2月、神稲村に産業組同伴野館が設立されて操業が開始され、阿島、加々須、大島の養蚕家が加入、供繭繰糸をするようになった。……大正6年6月産業組合富田館、同年7月小川に竜東館が設立され、操業が開始されるようになった。」³¹⁾

この組合製糸で注目されることは各部落の枠を越えていったことである。とくに、神稲村に出来た産業組同伴野館には、入会問題をめぐって部落間の対立を続けていた阿島区と大島部落が共に共同の組合製糸に加入したことである。「組合製糸は、養蚕業と製糸業とが未分離なときに、養蚕農家が自家生産した生糸を共同販売したことに由来している。」³²⁾ 喬木村に組合製糸が生まれることは、行政村内の豪農層の営業する製糸工場が倒産を繰り返す中で、豪農的な製糸工場から養蚕農家の富農的發展によって自分たちの力で加工販売していこうとするものである。「明治時代に於ける伊那地方の産業組合は部落信用組合を主体として設立されたのであるが、大正時代に入り、繭糸価の暴落に伴う激甚な打撃を蒙ったために養蚕者自ら生産した繭を自ら加工して販売するのを目的とする「組合製糸」を中心とする新しい方向への発展の段階に進んだのである。」³³⁾

大正3年6月第1次大戦の勃発を契機に5月の1035円の糸価は、10月に700円と暴落している³⁴⁾。また、「明治末期から大正初めに、大規模な製糸資本が支配的になると、蚕品種の統一は製糸会社の強い要望となった。当時県下の蚕種業をみると、明治30年代から急速に拡大した風穴利用の秋蚕種製造は、明治末期に冷蔵庫の利用が盛んになるとともに衰微した。」³⁵⁾

ところで、喬木村の養蚕生産高は、表(4)に示すとおり、明治44年37500貫であったのが、昭和2年には96964貫となり、実に、大正年間約2.5倍という著しい生産高の上昇をとげている。さらに、昭和期に入っても上昇し、昭和12年には、約14万貫の生産を行なっている。大正期の養蚕生産の上昇は、第一次大戦の好況によるものである。大正8年には、糸価は空前の高価3000円を越し、さらに「大正9年1月21日信州上一番4360円という開港以来の最高値となった。しかし、その後糸価は低落し、3月には恐慌となって、全国的に銀行・会社の倒産が続出するに至った。5月糸価は1500円、7月1100円と下げつづけ、長野県製糸家は上一番1500円の維持を要求した。」³⁶⁾

大正4年～大正8年は養蚕業は著しく発展し、組合製糸も同時に数を増大させていくのである。「1914年の繭価下落に際して、15年に政府がとった救済策は蚕糸業を唱えつつも養蚕農家は糸価維持による間接的な救済に過ぎず、製糸業者や輸出商をのみ救済するものであったので、繭商人の中間搾取を排除し、製糸業の横暴を斥けて、糸価下落による政府の救済にもあずかり得る組合製糸の数を増したのである。その後の糸価の好況は組合製糸経営にとってきわめて好都合であって、年ご

表(4) 喬木村の産業分類別生産高の変セン

| | | 明 治 44 年 | 昭 和 2 年 | 昭 和 9 年 |
|-------|----------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 生 米 | 生 産 高 額 生 金 | 2,775貫 160,000円 | 11,211貫 1210,066円 | 9,568貫 392,691円 |
| 傘 | 生 産 高 額 生 金 | 30万本 65,000円 | 104,000円 | 18万本 41,400円 |
| 養 蚕 | 生 産 高 額 生 金 | 37,500貫 237,000円 | 96,964貫 794,897円 | 100,498貫 493,155円 |
| 蚕 種 | 生 産 高 額 生 金 | 2万枚 30,000円 | 57,947円 | 25,542円 |
| 木 炭 | 生 産 高 額 生 金 | 15万貫 12,000円 | | 153,053貫 |
| 薪 炭 材 | 生 産 高 額 生 金 | | 1,257ナタ | 2,850ナタ |
| 用 材 | 生 産 高 額 生 金 | | 1,297石 | 1,233石 |
| 米 | 生 産 高 額 生 金 | 5,760石 103,789円 | 6,014石 197,547円 | 8,247石 145,063円 |
| 麦 | 生 産 高 額 生 金 | 2,771石 17,003円 | 1,896石 21,619円 | 2,200石 17,330円 |
| 絹 織 物 | 生 産 高 額 生 金 | — 7,150円 | — — | — — |

明治44年下伊那郡統計書 昭和2年, 9年 村勢要覧より

とに数を増加し、1918年（大正7）においては工場数496を数えるにいたった。³⁷⁾

喬木村においては、養蚕景気の中で、水田に桑を植え養蚕の拡大をみせている³⁸⁾。桑園面積は、明治17年51町9反、明治40年218町5反、昭和2年461町2反、昭和7年560町4反となっている。養蚕生産戸数明治40年857戸から昭和7年1067戸と桑園面積に比しての増大はない。（昭和7年の喬木村の全農家戸数1347戸）これは、すでに明治末期に桑園化を可能にする農家は、ほぼ養蚕業を営んでいたとみられるためである³⁹⁾。

昭和7年の喬木村勢要覧によれば、田391町9反、畑446町1反とあるが、桑畑は、560町4反と記載されている。明きらかに畑地面積を大きく越えているのである。これは水田に桑を植えての面積と部落有林野の無願開墾地による桑園化が含まれているためとみられる。畑地総面積よりも桑園面積が多く記載されていることは、昭和9年の村勢要覧（畑地442町1反、桑園532町2反）、昭和11年の村勢要覧（畑446町9反、桑園地497町2反）でも同様である。村全体の耕地に占める桑園の比重はきわめて高く、喬木村の農家生活にとっての養蚕業は、大きな役割を果していることがわかるであろう。

ところで、農家の副業であった傘業も喬木村では、無視できない農民の生活糧であった。昭和7年喬木村の三つの製糸工場で働く職工数は男45名、女455名であったが、問屋制家内工業として事実上の「賃労働者」になっている傘業従事者は、喬木村の阿島区を中心にして数多く居たのである。問屋制家内工業の発展を基礎にしての傘業の従事者は、昭和2年170名、昭和9年429名と村勢要覧に記されているが、農家の副業的な家内工業労働は、すべて網羅されているとは限らない。「製傘業はその殆んど大部分が農家の副業で、核心地域たる阿島に於てすら専業とする者20名に過ぎない。12月頃より翌春4月頃までの農閑期は、骨割・骨つぎ等が北の地方の農家の主要な仕事となる」⁴⁰⁾ 喬木村誌の昭和4年4月調長野県庁資料としてあげられている戸数は、阿島400戸、小川25戸、伊久間50戸、加々須5戸、富田10戸、村外60戸程となっている。従業戸数490戸のうち分業に非らざる戸数製造戸数85戸、従業員数男881名、女1225人、計2106人となっている。明治44年の下伊那郡統計によれば、喬木村での傘製造は年30万本と記されているが、昭和9年の村勢要覧では18万本と大きく減少している。村勢要覧の産額では、昭和2年約10万円、昭和9年4万となっている。昭和初期を境にして生産が落ちていったことがうかがわれる⁴¹⁾。

ところで、農村家内工業で多くの児童労働動員がされていたことも重視する必要がある。「家内一同老幼男女を問わず学童までが此れに従事している。喬木第1小学校尋常5年以上阿島部落の生徒合計249名中、本業に従事している者は……95名に及び、約40%に達している。尋5以下とも通年従事する者23名、季節的に従事する者81名の多さに及んでいる。斯くの如く幼年者までが従事しておるのは、……終日前屈の姿勢で仕事する結果、身体発育上に及ぼす悪影響が看取される。即ち昭和8年度の喬木第1小学校の結果につき、製傘業の中心地たる阿島区に於ける背柱後彎者は……著しき高率を示している。」⁴²⁾ 傘製造形態の家内工業では、多くの児童労働が動員され、そのことが、子供の正常な身体発育の決定的な阻害要因になっている。

賃傘製造は、問屋より紙・油、竹等の材料を提供され、製品をまた問屋に出すということで、阿島区には、二つの問屋がある。阿島の賃傘業の4分の3は、二つの問屋に支配されている。また、分業が、柄作り、骨竹割、下拵へ、骨つなぎ、傘張り、仕上げと大きく6つに分かれ、大部分は、それぞれの工程の一部を分業的に季節副業としてやっている状況である⁴³⁾。賃傘業は、きわめて零細な家内工業として問屋制に支配され、農家経済の窮迫の中で、重要な生活糧の役割を果している。このような状況の中での普及であるからこそ、過酷な児童労働も動員されていたのである。つまり、富農的な発展による農村家内工業では決してないことをみていかねばならない。

ところで、前記に示した表(4)によって、薪炭用材と米の生産高の推移を明治44年から昭和9年までみてみよう。

喬木村の部落有林野をもつ部落における薪炭と用材の生産は、重要な生活の糧になっている。大島、加々須、氏乗、大和知の部落を中心にして薪炭、用材が生産されているが、明治44年15万貫、昭和9年も約15万貫となっている。明治42年の下伊那郡統計書によれば、製造人75、釜数75、黒炭7,500貫、生産額5,250円(郡合計の黒炭産額21,863円)と下伊那郡の中で最も大きな産額をあげ

ている町村である。一方、用材は、昭和2年の村勢要覧によれば、1,297石であり、うち沢山御料林（約400町歩）からの収穫1,182石。昭和2年林野産額14,288円となっている。昭和9年には、私有林の用材は、1,233石となっている。薪炭材は、昭和2年1,257冊、昭和9年2,850冊、昭和9年の林用物総額60,690円と記されている。（以上村勢要覧より）製糸工業の発展によって、その燃料として薪が大きな位置を果していくことは注目しなければならない。「製糸工業が発達して燃料の需要が急増し、その取引も大型化してきた。「山出し」の方法も、背負子の集団とは別に、燃料等の需要増に対応して「落し木流し」（徳川時以のお樽木流しの方法）という方法が行なわれ、入方山奥地の切置場から雨上がり等の河の水量を見計らって河に落し、途中流木管理をしながら河口附近の渡場に至って引上げ……渡場にはこの薪の山が幾山となく築かれた」⁴⁴⁾。

米作は、明治44年には5,760石、昭和2年6,014石、昭和9年8,247石と昭和初期に生産量が増大している。昭和2年の米生産額は、約20万円弱である。養蚕業に比して約4分1の産額である。昭和4年の各部落割農事調査（昭和9年の村勢要覧より）の結果は、表(5)に示すとおりである。各部落の平均水田耕作面積は、3反以上を越えない。最高で小川の2反7畝である。次は富田部落の2反4畝となり、最低の大和知部落は6畝足らずである。大和知以外に部落有林野に強く依存する大島は1反2畝、氏乗は1反である。また、畑は、大島部落が最も高く7反である。これは部落有地の無願開墾地による山林原野の畑地化が多く含まれているとみられる。氏乗4反5畝、大和地3反4畝と水田に比べると畑地の面積は大きい。個々の耕地は、共同体的諸関係に深くかかわった面が否定できない。阿島、伊久間の水田においても、同様の側面がある。

阿島と伊久間は、長年天竜川の水害に見舞われてきた地域であり、江戸時代から堤防と開田の闘いであった。明治以降も治水事業は部落民の大きな関心であった。阿島では、明治中期以降隣村の伴野部落と連合の堤防事業を明治28年から明治30年の3ヶ年を費やして延長300間の堤防造築をしている。約工費17,269円を地元負担額として阿島4,327円、伴野2,596円支出している。新田開発として、明治26年、阿島と伴野の25名で「田中下開墾組」を作り、築堤工事をして、12町8反1畝を開田している。この開田の闘いは、昭和2年まで続いていくのである。さらに、阿島のセキ下堤防

表(5) 昭和4年各部落別・田畑・面積・農家戸数

| | 農家数 | 世帯数 | 田 | 畑 | 田1戸当り平均 | 畑1戸当り平均 |
|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|
| 阿 島 | 398 | 569 | 552反9畝 | 1527反2畝 | 1反4畝 | 3反8畝 |
| 小 川 | 225 | 298 | 598反4畝 | 1013反6畝 | 2反7畝 | 4反5畝 |
| 伊 久 間 | 150 | 185 | 288反 | 901反6畝 | 1反9畝 | 6反 |
| 富 田 | 190 | 274 | 453反6畝 | 922反6畝 | 2反4畝 | 4反9畝 |
| 大 和 知 | 68 | 75 | 39反4畝 | 229反3畝 | 6畝 | 3反4畝 |
| 氏 乗 | 92 | 106 | 95反1畝 | 409反6畝 | 1反 | 4反5畝 |
| 大 島 | 67 | 75 | 80反8畝 | 470反5畝 | 1反2畝 | 7反 |
| 加 々 須 | 83 | 88 | 161反5畝 | 358反9畝 | 1反9畝 | 4反3畝 |
| 計 | 1,273 | 1,670 | 2269反 | 5833反6畝 | 1反8畝 | 4反6畝 |

田畑、昭和4年農事調査 世帯数、昭和5年国勢 昭和9年喬木村勢要覧より

表(6) 各部落の自作、小作別及び専業別農家戸数

| | 自 小 作 別 戸 数 | | | | 専 業 別 戸 数 | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----|-----------|------|------|
| | 自 作 | 自作兼小作 | 小作兼自作 | 小 作 | 専 業 | 第一兼業 | 第二兼業 |
| 阿 島 | 90 | 94 | 74 | 123 | 202 | 117 | 76 |
| 伊 久 間 | 10 | 40 | 55 | 60 | 92 | 44 | 22 |
| 小 川 | 42 | 61 | 65 | 75 | 192 | 49 | 13 |
| 富 田 | 28 | 51 | 62 | 82 | 144 | 71 | 17 |
| 大 和 知 | 25 | 17 | 15 | 11 | 46 | 19 | 3 |
| 氏 乗 | 20 | 30 | 29 | 5 | 26 | 53 | 8 |
| 大 島 | 35 | 22 | 4 | 2 | 64 | 3 | 0 |
| 加 々 須 | 28 | 30 | 13 | 9 | 62 | 15 | 7 |

昭和21年農家人口調査 昭和22年農業臨時センサス

の地域農民は、新たに防堤を作り阿島共有地になっている荒地を10町開墾小作を行なっている。

伊久間部落も明治23年より区民惣出の突貫工事で35間の堤防修築が行なわれている。この工事は、毎日出席人員 104 人で45間を竣工している。明治25年官営石堤 100 間、民営土砂堤 200 間が竣工されている。次いで明治26年47間の新設石堤の工事が進んでいく⁴⁵⁾。耕地の少なかった阿島、伊久間にとっては、部落の強固な堤防は切実な願いであり、また、そのことは、共同体的諸関係として、伊久間の明治23年の堤防修築にみられるとおりに部落ぐるみの労働を総動員していく物的基盤である。つまり、共同体の無障な労働が大量動員されたのである。

ところで、阿島区は、灌漑水使用料として、旧小川耕地に支払っていたのである。「沢山地籍よりの灌漑水使用料—明治20年阿島耕地は字城原地籍を水田にせんがため之が灌漑水を沢山地籍より引用するに付右井敷を貸与し井敷料として玄米壹石宛昭和2年迄受領し来れり」⁴⁶⁾ また、近世の「阿島村は、沢山に入会を承認し、山手料代として当該入山地山辻へ、21橋を加設せしめ自家用薪炭を採取せしめたり、但し、採取物に制限の規定を設けたり。」⁴⁷⁾ 近世において、阿島村の山手料の問題がのべられている。ここにも部落間をめぐる利害関係が歴史的に存在していたことが理解できる。共同体的諸関係の村内の結行の強さと同時に、それが部落間の対立へ動員される側面をもっているのである。これは水田を中心とした農業経営に強く反映しているとみられる。表(6)に示すように、各部落における小作兼自作と小作を合せた比率が最も高いのは伊久間部落であり、次に阿島部落となっている。地主小作関係の強い阿島、伊久間等は、地主的主導によって部落間対立へと全住民動員されていく。

部落有林野が重要な生活の糧である山村集落の大島、大和知、氏乗とも自作農と自作兼小作の比率が農家数の半数以上を占めている。とくに、部落有林野反対闘争の中で長期にねばり強い闘いを部落ぐるみで行なった大島部落は、小作兼自作と小作は、全農家数の1割も満たない。一方、表(7)に示すように、部落別貸付面積別農家戸数をみると、どの部落においても貸付をしている地主層が存在している。自作農の比率の高い大島部落においても1町以上貸付をしている農家が4戸居る。これは、同一部落においての地主小作関係でなく、他部落に土地所有が及んでいるためである。

表(7) 各部落の貸付面積別農家戸数

| | 計 | 貸付地のないもの | 0~2 | 2~5 | 5~1 | 1~2 | 2~5 | 5~ |
|-------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 阿 島 | 398 | 285 | 46 | 33 | 21 | 14 | 3 | 1 |
| 小 川 | 225 | 167 | 21 | 12 | 7 | 10 | 5 | 0 |
| 伊 久 間 | 150 | 103 | 7 | 5 | 9 | 5 | 2 | 1 |
| 富 田 | 190 | 142 | 20 | 10 | 4 | 8 | 4 | 0 |
| 大 和 知 | 68 | 64 | 12 | 5 | 7 | 2 | 2 | 0 |
| 氏 乗 | 68 | 43 | 11 | 9 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 大 島 | 67 | 41 | 1 | 12 | 8 | 3 | 1 | 0 |
| 加 々 須 | 83 | 63 | 9 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 |

昭和22年農業臨時センサスより加工

大島部落のような自作農家の多いところに、地主が存在していることが以上のことで理解できるのである。一方、部落有林野をもたない伊久間、阿島、富田は、小作人、小作兼自作の農家の比率が高く、部落内には、在村の中小地主が存在していたところである。そこでの村落支配は、地主的傾向が強かったのである。

喬木村における地主の形態は、幕末の村方役人の豪農層が土地集積をして寄生化した地主、明治初期~中期頃まで、傘問屋、高利貸、製糸工場をしていたが寄生化した地主、製糸工場経営兼地主、傘問屋兼地主、在村の自作兼地主など多様である。大正6年村税等級別によれば、特級から10等級まで24名いるが、特級は、喬木館の製糸工場経営主であり、村税は664円を納入している。水田の土地所有は3町1反で他の地主と比較するとそれほど大きくない。1等級は、阿島の寄生地主で傘問屋、高利貸で土地集積をしてきた市瀬家である。水田4町8反で村税納入は、539円である。2等級は、伊久間部落の旧名主層であった寄生地主吉沢家である。水田の土地所有は8町7反、畑地3町3反であり、村税納入は496円になっている。

大正6年の村会議員は4等級が最高であり、10等級までに6名の村会議員が名を連ねている。この6名の在村の地主は5名、傘問屋兼地主1名である。大正6年のときの村会議員の田畑の所有状況は表(8)に示すとおりである。喬木村において、4町以上の水田面積を所有するのは、12名であ

表(8) 大正六年当時の村会議員土地所有規模

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| ① 田 2反8畝18歩 畑 2町4反1畝9歩 | ⑩ 田 2町7反3畝11歩 畑 2町4反6畝26歩 |
| ② 田 1町1反6畝18歩 畑 1町2反2畝10歩 | ⑪ 田 4町 9畝8歩 畑 1町 6畝9歩 |
| ③ 田 2町7反 5歩 畑 2町3反1畝24歩 | ⑫ 田 1町4反4畝22歩 畑 1町 6畝25歩 |
| ④ | ⑬ 田 1町2反 26歩 畑 4反 6歩 |
| ⑤ 田 2町8反2畝9歩 畑 2町6反4畝28歩 | ⑭ 田 5町7反3畝11歩 畑 2町3反7畝3歩 |
| ⑥ | ⑮ 田 8反1畝28歩 畑 3反5畝3歩 |
| ⑦ | ⑯ 田 7反2畝8歩 畑 1町4反5畝22歩 |
| ⑧ 田 4町 6畝3歩 畑 3町2反4畝27歩 | ⑰ 田 8反3畝 畑 4反2畝 |
| ⑨* 田 4反3畝21歩 畑 4町4反 1歩 | ⑱ 田 1町8反 21歩 畑 2町 27歩 |

※印は⑨大正14~昭和10年まで村長

大正6年県税村税等級別土地所有調喬木村役場資料より

表(9) 大正6年村税等級1～16等土地所有規模

| 田 畑 | (反) | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 | | |
|--------|-----|--------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---|----------|----------|
| | | 0 5 | 5 10 | 10 15 | 15 20 | 20 25 | 25 30 | 30 35 | 35 40 | 40 45 | 45 50 | 50 55 | 55 60 | 60 65 | 65 70 | 70 75 | 75 80 | | 80 85 | 85 90 |
| 0～5 | | ② | ⑤ | ③ | ① | | | | ① | | | | | | | | | | | 12 |
| 5～10 | | | ⑥ | ⑦ | ⑥ | ① | ② | | | | | | | | | | | | | 22 |
| 10～15 | | | | ③ | ④ | ③ | ② | ① | ① | ① | | | ① | | | | | | | 16 |
| 15～20 | | | | ③ | ① | ① | ① | | | ① | | | | | | | | | | 7 |
| 20～25 | | ① | | ① | ② | | ① | ① | ① | | | ① | ① | | | | | | | 9 |
| 25～30 | | | | ① | | | ③ | | | | | | | | | | | | | 4 |
| 30～35 | | | | | | | | | | ① | ① | | | | | | | | ① | 3 |
| 35～40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ① | | 1 |
| 40～45 | | ① | | | | | | | | | | ① | | | | | | | | 2 |
| 45～50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

但し、この表の枠外に畑99反田20反の農家1戸ある。

大正6年県税・村税等級別土地所有調喬木村役場資料より

るが、このうち村会議員になっているのは、3名にすぎない。

ところで、表(9)に示すとおり、3町以上の水田面積所有規模が15名のうち3町以上の畑地をもつのは、5戸にすぎない。水田を中心にしての土地集積であることは明きらかである。一方、水田3町以下においても2町以上の畑地をもつのは、11戸にすぎない。(水田3町以下で畑地2町以下は52戸存在している。)この層においても水田面積の方が多くなっている。村税16等級までの納入における層においては、水田の土地所有集積の傾向が強く現われていることがわかる。

大正6年段階の喬木村における支配層の経済的基盤は、製糸工場経営者層、傘問屋、在村寄生地主層、在村の地主兼自作、富農的な養蚕農家層である。大正6年の水田面積8町7反と最高の土地をもつ吉沢家は明治28年～30年村長をやり、第二位の水田8町の筒井家は、明治37年～39年まで助役をしている。第三位の水田6町4反の福沢家は明治30年～31年村長、第4位の水田6町1反の宮下家は小川区の山惣代親方、(大正6年に解任)第5位の東原家は村会議員兼森林組合長、第6位の勝家は、明治34年～35年村長となっている。それぞれの地主層は村行政の要職をしているが、しかし長期的でなく2年程であり、部落間の臨番的性格をもっているのが喬木村の特徴である。

ところで、大正6年の部落有林野統一問題を考えていくうえで、小川耕地の山惣代親方宮下一雄家、村会議員羽生増吉家(大正6年水田面積所有4町7反)等の竜東索道会社の設立は無視できない。当時彼れらは、農村工場主、地主層、富農層から資本金を集めている。会社設立目的は、薪炭、石灰、木材等を山間地から平場へ運搬することであった。「索道の道すじは、小川渡から氏乗……道程は15km、昭和になって小川渡より座光寺まで延長し、遠山から搬出される木材その他品目は鉄道によって他地域に運ばれるようになった。……荷物輸送のために架設された索道であり、人を乗

せることは禁じられていたが、歩けば大変だったし、便利なため危険は承知の上での利用者がかなり居た。……当時小川渡は索道の荷物を運搬する人や運送馬車で大変賑やかであったし、飯田と小川渡の荷物を運ぶ専門の運送ひきがいた。一方小川渡から一日に39台の運送が市田の駅まで材木や板を運び、何台もの運送が列をなしていくさまはなかなかの壮観であった。』⁴⁸⁾ 索道の開設は、山村の住民の生活、林業経営に大きく影響を与えていった。とくに、索道の開設によって氏乗部落は活気づいていくのであるが、その道すじには旧小川耕地の部落有地があったことを忘れてはならない。

索道経営は、予想以上の設備費と維持費で赤字経営が開設以来続き、昭和16年に廃業になっている。この経営を担った宮下一雄家、羽生増吉家等は私財を投げうって経営を維持していったのであったが、両家とも農地はほとんど手離していった。この農地を取得していったのは、養蚕業で富農的發展をとげていく農民層であり、部落有林野闘争の妥協層の経済的基盤でもあったのである。

喬木村は、表(10)に示すとおり、明治8年から昭和20年まで倍近くの人口の伸びを示している。人口が最も増大していく時期は、明治22年から明治39年と大正期の二つの時期に増大していく。しかし、昭和5年をピークにして、その後人口の減少がみられる。喬木村の人口の急増は、養蚕業、製糸工場、阿島傘の発展がその主要な要因であった。とくに、製紙工場の発展は、新たに喬木村に労働者層を大量に作り出したのである。

(三) 明治末期部落林野統一事業の県行政指導と村行政の対応

長野県では、明治43年10月の農商務・内務両次官よりの公有林野統一に関する行政指導以前に、部落林野統一事業の行政指導を積極的に着手している。

「長野県ではすでに明治40年から、部落有財産の統一に着手している。同年六月郡市長会において、部落有財産を町村有に移して、増殖するように訓示した。また同年部落有財産調書を郡市長に、提出されている。翌41年戊申詔書の渙発記念として、統一事業を遂行するように奨励し、さらに、明治42年義務教育年限延長による校舎増築、隔離病舎の建設のためにも、部落有財産の統一を奨め、また部落有財産を市町村有にした場合、登録税が低減されることを訓示している。

明治43年5月郡市長会に、部落有財産の統一を諮問したところ、異議ない旨答申があった。その際、明治45年までに統一することに期限を定めた。……また7月農商務省令にもとづき、公有林野造林補助に関する県令を發布している。43年7月には農商務省更級林務技手が講師となって、各郡市で部落有財産統一に関する講話を開催し、また10月部落有財産統一方法例示、農務・農商務省両次官よりの通知など12項目を郡市長に通牒するなどの啓蒙があった。

明治44年2月郡部落有財産事務主任書記を招集して大山綱昌県知事みずから訓示し、同年3月末

表(10) 喬木村の戸数人口の変遷

| | 戸 数 | 人 口 |
|--------|-------|-------|
| 明治 8 年 | 1,049 | 5,258 |
| 17 | 1,121 | 5,635 |
| 22 | 1,232 | 5,873 |
| 39 | 1,309 | 7,218 |
| 45 | 1,348 | 7,998 |
| 大正 7 | 1,468 | 8,485 |
| 昭和 2 | 1,663 | 8,940 |
| 5 | 1,670 | 9,413 |
| 10 | 1,681 | 9,061 |
| 15 | 1,690 | 8,786 |

明治 8 年～大正 7 年

下伊那郡統計より

昭和 2 年～15 年 村勢要覧より

日までに必ず統一するように指示し、郡長の予定する町村政を調査している。部落有財産の統一には、内務部長力石雄一郎が直接指導に当たり、行政事務は地方課が担当した。」⁴⁹⁾

内務省官僚の県内務部長が直接指導を行なっている事態は、県政のうえで、部落林野統一事業が大きな位置を占めていることを意味している。部落有林野統一事業を直接指導した県の内務部長は、岐阜県の内務部長に大正2年6月に移され再び大正3年4月に長野県にもどり知事になっている。

長野県政は中央の部落有林野統一政策を先導的に行なっていたのである。それは、中央官僚の天降り人事による行政指導を行なうなかでモデル作りとして長野県が位置づけられていた。

明治末期の喬木村の部落有財産統一に関する初会合は、郡役所の強力な指導で行なわれたのである。この会合は、明治43年12月10日に、郡役所課長、村長、各部落代表、村会議員で行なっている。通知24名に対して23名の出席で行なわれているが、各部落別出席者は、阿島7、小川3、伊久間1、富田5、大和知1、氏乗1、大島2、加々須3である。明治43年から大正2年までの村長湯川大郎作氏は、阿島区出身であった。明治26年から、17年ぶりに阿島区から村長が選ばれている。つまり、村会における阿島区出身の村長が選出されているのである。明治末の部落有林野統一に関する初会合においても阿島区が最も出席者が多いことは村会の影響力を示している。旧小川耕地の4部落、加々須の出席者は、10名であり、部落有財産をもたない部落の方が多数派になっていることは注目すべきことである。しかしながら、この会合では、具体的に部落有林野統一に関する進展はなく、その後も郡役所からの「部落有財産現況」の督促が厳しく行なわれている。明治44年2月9日の村長より郡役所の報告では、部落有財産の各区統一委員の選出が困難になっていることと具体的な案作りができないことを次のようにのべている。

「一、43年12月18日村会議員、区長其他村内重立者ヲ召集協議の結果、各区共統一ニ関スル委員一区毎ニ5名以下ノ委員9選出シ村長ニ報告スル事ニ決ス

一、其後再三区長ニ請求スルモ、今日ノ処、2、3区ハ委員ノ報告ヲシタルモ未ダ尚全部委員ノ報告終了セズ

一、43年12月協議会后右ノ次第ナル故、別ニ協議ヲ開始セズ

一、部落有財産統一ニ関シ聊力愚案アリト雖モ具体的ナル成案ナシ」

郡当局は、明治44年2月25日に統一に関する具体的要領を次のように示している。

「(一) 成ル可ク無障無条件ヲ以テ村ニ統一帰属セシムルコト

(二) 部落住民ガ従来養草及薪炭材採取ノタメ、使用シ来リタル分ハ区域ヲ定メ、使用料ヲ徴シ之ヲ許スコト

(三) 財産収益又土木費等ヲ充テ来リタル関係アルモノハ之ヲ村事業ニ移シ、財産ヲ村ニ帰属セシムルコト

(四) 特ニ神社ニ縁故アル財産ハ神社ニ移スヲ妨ゲズト雖モ、多額ノ財産ヲ神社ニ属セシメ、其実部落民ガ任意進展セントスル如キハ絶対ニ之ヲ許サザルコト

(五) 部落住民中特ニ縁故アル財産ハ、之ヲ特売ナルヲ妨ゲズト雖モ、其縁故ナルモノハ、充分

調査ヲ要ス

(六) 各部落ノ財産ノ均等ナラザルタメ、統一スル能ハザルノ事情アルモノハ寄附金又ハ一部賦課方法ニヨリ均等ヲ謀ルコト

一、財産統一ニ関スル処分方法、村区会等発案セントスル前ニ当リ、各財産ニ付処分案ハ予メ当庁ニ打合セナスコト⁵⁰⁾

ここでは、部落有財産統一の無障無条件の原則と入会への採草、薪炭材採取の使用料を具体的に示している。また、村区会への統一に関する処分案は、郡役所に事前の打合わせを強要している。

喬木村における部落有財産統一事業の具体的な問題に対する行政指導は、前記の要領につづいて、明治44年3月13日さらに郡役所からの通達がでている。

「部落有財産統一ニ際シ其趣旨ヲ誤解セル結果相当の手續ヲ経ス部落住民ニ於テ擅ニ部落有ノ立木ヲ伐採シ又ハ部落ニ於テ之レヲ売却シ其代金ヲ住民ニ分配スルモノ有之哉ニ相聞ヘ侯趣モ有之候処右ハ事態甚ダ不都合ナルノミナラズ之レカ為メ部落有財産ヲ保護スルコトモ亦統一ヲ遂行スルノ一理由トスルニ却ッテ反対ノ結果ヲ来タシ益々統一ヲ困難ナラシムル何モ有之ベク甚ダ遺憾ノ次第ニ被存候殊ニ本件ハ自然形事上ノ責任ニモ関係ヲ及ボス義ト存候右濫伐ハ畢竟財産管理不行届ニ起因スル義ニバ有之候共町村長ニ於テ略々其事実ヲ覚知セルニ拘ハラズ故ニ識ラサルモノ、如ク粧イテ其非行ヲ遂ゲシメ候例ナキニアラズ此際充分御注意相成度其筋ヨリ申来候次第モ有之候条依命令比段及通牒候也。」⁵¹⁾

郡通達の中には「部落有ノ立木ヲ伐採シ又ハ部落ニ於テ之レヲ売却シ、其代金ヲ住民ニ分配スル」と、すでに部落有林野の立木が伐採され、その利益が部落住民に分配されていることを記している。

郡の通達での部落有林野統一の目的は、乱伐を防ぎ、部落有財産を保護することがうたわれている。ここでは表面的からも町村自治の確立、町村財政の安定が問題にされていない。それは、一般的に町村制の物質的基盤の確立といわれるが、具体的な対応としては、むしろ部落有林野の立木の商品化にともなう郡当局の対応がみられることが喬木村の特徴である。

明治45年2月4日、村長は各部落の区長、重立者を集めて統一委員会を作り、部落有林野の統一を村と部落で一体となって行政指導を強めていくことを意図した。村長の部落有財産の統一の趣旨の内容は次に示すとおりである。

「地方ノ状況ニ応ス可及的部落有財産ヲシテ町村ニ帰属統一ハ法ヲ講シ将来ニ於ケル町村自治ノ円満ト財政ノ安固ヲ企図スルノ上ニ於テ尤モ有益ナル急務ノ事業タルヲ認ム各位幸ニ此意ヲ諒シ地方適応ノ措置ヲ採リ速力ニ之カ進行計画ヲ講究セラレン事ヲ望ンテ止マサル所ナリ。」⁵²⁾

この統一委員会の出度者は村会議員、区長、地元部落重立者の名で構成されている。部落有林野の中にある地元部落の大島部落、氏乗部落は、3名と4名の出席である。しかしこの統一委員会は、具体的にはなんら機能してなかったのである。まさに形式的に作ったにすぎない。

一方この時期における喬木村は、各部落の学校の統廃合をめぐる各部落の相互間、村と部落の

紛議が起きている。（明治40年から明治45年3月）明治40年、各部落の小学校を村に統一する案が村から出されたが、村会で多数決で廃案となっている。以後41年4月、義務教育の延長、教育費の学区負担廃止、村負担となることによって各部落で学校統廃合問題の総会がもたれている。その後紛議が、村と各部落及び、各部落の対立が続き、45年の下伊那郡長の来村による和解案によって学校統廃合問題が解決している。それは小学校の本校を置かない各部落に3年～4年までを収容する分教場を設けることで協定書になったのである⁵³⁾。この部落の小学校の統廃合問題は、当時の町村財政における教育費の占める比重46%（大正元年）からみると部落有林野統一によつての町村財政の安定と密接な関連をもっているのである。又部落自治に対する町村行政の統制傾向の側面ということで学校統廃合問題は大きな位置を占めている。

第二章 部落有林野統一事業反対闘争と村落構造の変動

（一）部落有林野統一の村議会の決定過程と村落支配の変動

明治43年12月に郡役所の指導によつて、喬木村の部落有林野統一に関する委員を各区ごとに選出することになったが、具体的に委員選出すら順調にいかず、県行政の目標とする明治45年までの統一期限まで何等進行せず終つたのは前記でのべたとおりである。ところが、大正6年8月15日、県直属の統一勸告吏員、郡林業技師、書記3名の来村を契機に8月19日村議会で部落有財産の統一を決定しているのである。それは、まさに、上からの行政指導によつて強引に村の大問題を5日間の滞在で決定させたのであり、部落有林野をもつ部落住民の意見を十分に反映させた統一の手続きをふんだものでないことはいうまでもない。

3名の来村によつて、村長は、号外を村会議員、元村会議員・各区長・その他有力者等59名に出している。それは、翌日の「部落有財産統一に関する会議の招集」である。あまりにも急なことであり、翌日の出席者は、召集状59名に対して28名と半数にも満たなかった。しかし、部落有林野をもつ旧小川4部落と林野をもたない阿島等の対立の激しいことが明確になり、翌17日部落有林野をもつ旧小川4部落、加々須部落との会合をしている。この会合には、125名が参加しているが、発言者は、部落の重立者であった。県の説明に対して、一部に反対の意見はあったが、多くは、発表がないので県の趣旨に賛成したとして県側は処理している。そして、翌日の18日に旧小川4部落、加々須部落重立者と協議をしているし。そこでは、統一にあたっての条件が出されている。それは、(1)これまでの管理費負債補償のための金参千五百円の支給、永小作権の設立、(2)山の委員を地元より多数出すこと、(3)山に関する村会への提案は各部落の山の委員に相談すること、(4)山の管理は常設委員に任すこと、(5)山の立木は関係部落へ縁故特売することの条件であった。しかしながら、県と村側は、これは希望条項であつて条件でないとして、無障無条件統一は同意したとして処理している。そして、山惣代親方（年番惣代）によつて、村への無障無条件統一を18日に署名している。ここでは、山惣代親方の5条件の無視と県と村行政への完全屈服がある。そして、県統一勸告吏員等3名の来村から5日目に急施村議会を開いて部落有林野統一を決定するのである。

この経過について、大正12年長野地裁の「沢山と氏乗の共有入会権確認並びに防害排付請求」の証人（大正6年の喬木来村者の林業技手、郡書記）にみることができる。少し長くなるが林業技手の当時の統一過程状況の証言を引用しよう。

「……入会権ノ解消ヲ目的トシテ整理スルコトニ為リ居リ証人ハ公有林野ノ整理事務ヲ担任シ居リシヨリ各村ニ順次出張シテ統一勧誘ニ従事シ居タルモノニテ喬木村ニ出張ヲ特定セラレタル訳ニハアらず。当時県属ヨリ出張セル羽生県属ト証人及原下伊那郡書記トラフ喬木村役場ニ至リ公有林野統一ノ為メナリトテ来意ヲ告ゲ村長ヲシテ重立者ヲ村役場ニ召致シタリ夫レハ八月中旬ナルモ日ハ記憶ナシ。……其席上県属ヨリ部落有財産統一ノ趣旨ヲ同ニ話シ是非統一セサレバナラヌ理由ヲ告知シタレニ其際阿島ノ重立者が多数ニシテ自部落ノ統一ニ賛成ナルモ山ト直接交渉ノアル他部落ニ於テ苦情アルヤモ計リ難キヲ以テ主トシテ其方面ニ話ヲ為シ呉レトノコトリシカバ山ニ近キ川ノ真浄寺ニ行キ阿島以外ノ各部落ノ重立者百二三十人ヲ集メ更ニ其内ヨリ各部落一、二名ノ代表者ヲ選出シ凡ソ十名許リノ代表者ニ対シ主トシテ話ヲ為シタリ。

最初一般ニ対シ部落有財産統一ノ趣旨ヲ説明センモ一般ニ徹底セザル様子ニシテ苦情出デシカ話ヲ進ムルコトニ至リ稍了解セル模様ニテ一同熟議ノ為メ私共出張員ニ暫ク席ヲ移シ呉レトノコトナリシカバ他席ニ於テ待ヲ居ルト十名許リノ代表者ガ証人等ノ席ニ来リ代表者ノ意見ハ纏マリシモ他ノ一般ノ旨ニ熟談ノ要アレバ明日迄回答ヲ猶予ヲ貫ク度シトノ要求ナル致其意ヲ諒トシ翌日阿島ノ農学校ニ於テ会見ヲ約シタリ。翌日各部落ノ重立者二十三名同校へ集リ証人等モ出席シタルニ重立者ハ統一ニ付テハ異議ナキモ統一セラルニ付テハ希望アリトテ希望ヲ提案シタリ。

(一) 以前論山ニ付テハ訴訟ヲ為セシコトアル其為ノ三千五百円ノ論費ヲ負担シ居ルニヨリ従来係争山ニ付テ永耕作権を設立シ論金円ヲ出金シ貰フ度キコト。

(二) 山ノ常設委員ハ地元ヨリ多数挙ケ貰ヒ度キコト。

(三) 山ニ関スル村会へノ提案ハ一応各部落ノ常設委員ニ協議ノ上ニセラレ度キコト。

(四) 山ノ管理ハ惣テ常設委員ニ一任セラレ度キコト。

(五) 山ノ立木ヲ関係部落へ縁故特売ヲ受ケ度キコト。

等ニシテ今一頃アリシモ記憶ニ存セズ而シテ右（上記）ハ何レモ希望ニシテ条件ニハ非ザリシ。

参千五百円ノ金統一後村有ノ為リシ曉山ヲ処分シテ関係部落へ論金円ノ出資シ呉ルルニ付テハ統一ヲ異存ナキ様ノ口吻ナリシカ格別条件トシテ承認トシテ承認セシモノニ非スシテ結局希望ヲ述バテ其条件ニ応ズルコトヲ聞キ取リタリ。……急施村会ヲ開キ無条件ニテ村有統一ノ決議ヲ為シタリ仰シテ談統一ニ付テハ勿論本件係争山林モ包含シ居ルモノナリ。……村会ニ於テハ参千五百円ノ出金ノコト縁故特売ノコト立木ノ一部ヲ伐採セシタルコトノ三個ヲ承容セルモ其余ハ惣テ認容スル所ナラザルシ次第ナリ。委員宮下一雄、池田小市ノ二名ニハ希望ノ拒否ヲ話シタリ又一般ノ人ニモ其話ヲ為シタリ。統一ノ趣旨ヲ説明スル際森林法上或場合ニ入山ヲ禁止セラルコトアルヤモ雖計リ申シタルコトアルモ統一ニ応セサル場合ヲ入山ニ禁止スル趣旨ヲ話シタルコトナシ⁵⁴⁾。

ここにおいては、来村2日目の村の重立者会合で阿島のものの出席が多かったことがのべられ、

山と直接関係のある部落のものの苦情があるのではないかということで来村3日目に小川4部落、加々須部落との会合をもったこと、そして、その会合には、120～130名程の農民が集まったので代表者10名と話しをしたことが記されている。つまり、そこでは10名の重立者との会合であり、翌日の条件つき統一のための話しの土台がこの中で出来ていったとみられる。この代表の中心人物は、在村寄生地主層の山惣代親方宮下一雄、明治42～44年の助役池田藤市、村会議員横前弥太郎であったことが郡書記の証言で次のようにのべられている。

「……翌17日、小川真浄寺ニ関係部落民ヲ召集センメシニ、百三十名程集マリシカバ、其席上統一趣旨ヲ説明シタリ。然ルハ大方統一ニハ不同意ノ意向ヲ有シ、統一ヲ奨励スル眠目ヲ懇篤ニ説明セル処、一同ハ熟議ヲ遂グルトノ事ニナリ、私共ハ別席ニ退キ居ルト、五、六名ノ代表者ガ来タリ、本日会セン者ハ統一ニ同意ナルモ、決行スルニハ相当方法ヲ要シ吾々ノミニテ具体的ニ確答致シ難シ。……其際代表者トシテ別席ナル証人等ト対談セルハ、宮下一雄・池田藤市・木下鶴一郎・横前弥太郎・外2～3名ナリシ。」⁵⁵⁾

郡書記の証言では、120～130名の住民の多くは、統一に同意していないことがのべられ、さらに、代表者は県の統一勧告吏員等三名にとりもちをしているようにみられる。前記の林業技手の証言の中においても喬木村に特定したわけではなく各村統一勧告の巡回であることが強調されている。ここでは、山の地元部落の重立層の中に県の統一勧告吏員等に譲歩していく姿勢が明きらかにみられているのである。索道工事について県の補助を積極的に受けようとする中での対応としても注目すべきことである。

部落有林野に深く生活を依存する山村の大島部落農民は大正10年の「沢山共有ノ性質ヲ有スル入会権確認並妨害排斥」の訴状では、統一賛成議員多数を占める村議会において、寄附の能力なき部落より寄附を受領した決定がなされたことを次のようにのべている。

「……原告等共有部落住民ニ伺テ数度ノ争訟ニ及ビタル反対部落選出ノ村会議員多数ヲ占メ居ルヨリ村長松永一至ト共ニ大正六年八月十九日、急施村会ヲ開キ、論山全部被告喬木村ニ寄附ノ決議ヲナシ、被告村ハ其寄附ノ能力ナキ部落ヨリ右寄附ヲ受領シ、論山ノ所有権ヲ取得セン旨ヲ主張シテ俄然日来ノ慣行ヲ破リ、原告等が共有ノ性質ヲ有スル入金権ヲ全然拒否シ、且ツ大正六年八月十九日以来数回入山伐木の禁止シテ原告等が正当ナル権利ノ行使ヲ妨害シ、多大ノ損害ヲ与へ、実際原告等農民ノ生活ヲ破壊セラレツツアリ。……。」⁵⁶⁾

ところで、和解のなった昭和4年に喬木村長が県知事に提出した「喬木村林野係争事件顛末書」には、部落有林野を有する地元部落の会合では、大体において統一に賛意を表したことと、村議会において、部落有財産統一が全会一致をもって決定したことが次のようにのべられている。

「……同一七日重ねて旧小川耕地加々須耕地のもの、小川真浄寺に会合し出張員と共に、統一に関し協議をなしたる処中には、反対を主張するものありたるも、大体に於て統一に賛意を表したるものと認め……十九日急施村会を役場内に招集し、部落有財産統一に関する件を附議し、全会一致を以て原案通り本村各部落有土地の寄附並に、取得を決議したり……。」⁵⁷⁾

和解のなった昭和4年の村長の林野事件顛末の県報告では、部落有林野統一過程の手続き上の問題がなかったことが記されているが、実は、村議会の林野統一の決定過程そのものに大きな問題が含まれていたことをみないわけにはいかない。とくに、部落有林野に深く根ざして生活をしていた大島、氏乗、大和知等の山村部落住民にとっては、この問題は重大なことであったのであるが、その意志が反映されずに村議会の統一が行なわれていることである。さらに、村議会は、部落有林野を有する地元部落の重立者との5条件を無視して決定していることである。

村議会の林野統一決定を議会議事録よりみれば、大正六年八月十九日、議題『部落有財産統一に関する件』午後4時～午後5時まで開いたとしている。そこには、「……議長ハ配布シタル議案第12号各部落有財産喬木村へ寄附スルコト議案第13号全財産ヲ喬木村へ取得スルコトヲ議題トナシ審議セラレタシト述ベ一同審議ノ結果「異議ナシ可決確定議トナル……」と記されており、統一に関する条件は何等のべられていない。また、開会から閉会まで1時間程で終わっている。ここには、統一反対派や条件付統一の住民の意見は、完全に締め出されての村議会での決定になっている。出席議員名は、16名が記されており、当時の村議会の定数18名の大多数の出席による満場一致と記されている。林業技手の証言では、部落有林野を有する部落の重立者の統一条件は、希望条項であったが、その条項も訴訟によって履行できなくなったことをのべている。希望条項の村側の拒否は、委員に伝えてあるということである。また、統一促進していくうえで、明治40年に改定された火入れ等の大幅な制約による森林法上の入山禁止条項も大きな恐迫条件になっていることも無視できなかったことが林業技手の証言の中から読みとることができる。

ところで、大正6年8月の村議会の林野統一の決定は、県直属の統一勧告吏員によって強力に進められたのであったが、長野県は、大正3年4月内務省の官僚力石雄一郎氏の知事就任以降、部落有林野統一事業が、統一のための職員増大によって本格的に実施されていく。大正3年の通常県議会において、知事は公有林野整理費の新設を提案している。その提案内容は「(1)公有林野の管理区分を行ない、農耕地に適するところと適さないところに区分し、適さないところは専ら林業を奨励したい。(2)町村には施業案長期にわたる森林の経営計画案をつくる技術者がいないので、県の技術員を増員して、町村の施業案を作成させたい。(3)入会権を整理し、公有林野の整理（部落有林野の統一）を進める」⁹⁹⁾ という三つの案である。県議会において、この提案は認められ、その後、県の官吏が大正5年、技手3名、助手1名、大正6年測量員5名、県下地区駐在員7名と増員されている。以降毎年測量員、郡駐在員、林業技手が増員され、大正15年には、林業技手20名にふくれあがっている。長野県では、大正3年に、20万町歩近く存在していた部落有林野は、昭和2年に、半数以下の9万4千町歩になっている。とくに、大正5年から大正10年までの5年間で激しく、8万町歩近くの部落有林野が収奪されている。

喬木村の大正6年8月の部落有林野統一は、以上のような長野県全体の林業政策の中での出来ごとであった。部落有林野をもたない部落や地主層等の統一促進派のエネルギーは、国策と県の政策によって一層の拍車がかけていっていったのであったことを忘れてはならない。従って、部落有林野を

表(11) 地元二部落の村会議員・区長の大地正十年の土地所有規模

| | | | | | |
|---------|---|---|------------------|---|------------------|
| 村 会 議 員 | Ⓐ | 田 | 7 反 2 畝 8 歩 | 畑 | 1 町 4 反 5 畝 22 歩 |
| | Ⓑ | 田 | 8 反 1 畝 28 歩 | 畑 | 3 反 5 畝 3 歩 |
| 区 長 | Ⓐ | 田 | 5 反 7 畝 22 歩 | 畑 | 4 反 4 畝 2 歩 |
| | Ⓑ | 田 | 4 町 9 反 5 畝 26 歩 | 畑 | 3 町 1 反 1 畝 16 歩 |

大正10年村税戸数別土地所有調

めぐっての部落と部落の矛盾は、本質的に、部落有林野統一事業の国の林業政策をめぐっての問題である。

山惣代宮下一雄の名義で村へ無障譲渡されたことが明きらかになることによって、地元の部落有林野を有する関係部落住民は激怒し、山惣代親方の屋敷を多くの住民で包囲して、石を投げつけるなどして怒りをぶつけたのである。そして、山惣代親方宮下一雄は、部落住民より辞めさせられ、新たに池田重雄が4部落の山惣代親方になっている。当家は、旧小川村の自作地主層であり、大正6年の県税、村税等級別土地所有調では、水田2町2反2畝、畑1町反8畝を有する層であった。その後、彼は訴訟闘争での4部落の中心的人物として活躍していく。

一方部落有林野に最も深く、生活依存度の強い地元の山村部落の大島、氏乗では、宮下一雄に加担したということで地元部落出身の村会議員が村八分にされている。更に、氏乗の区長は、大正7年1月に区長を辞任している。この区長は大正6年の村税戸級別土地所有調で水田5町、畑3町1反をもつ在村地主層であった。氏乗部落では、この区長の家を中心にしての村落支配構造であったのが崩れていく。一方の大島部落では、養蚕業を中心にしての土地集積をした自作地主層の区長であったが、事実上区長の機能は果せず終っている。とくに、大島部落においては、明治45年から大正8年まで村会議員、村助役を勤めた家は、完全に村八分状況にされたのであった。表(11)に示すとおり、二つの部落の区長、村会議員の土地所有状況は、氏乗の区長を除いて、三戸とも地主層でなく、自作層であったのである。

大正6年8月の村会での部落有林野統一決定は、大島部落や氏乗部落では、区会が行政の末端機構としての役割を果せず、また、部落の支配層であった村会議員、区長、在村地主層が部落の秩序から締め出されていくのである。ここでは、区会の支配構造が崩れ、山惣代が共同体的諸関係を中心にして再編成され、地主的な山惣代の支配構造も崩壊していくのである。ここにおいて、区会と山惣代の論理が完全にぶつかっていくのである。それは、町村行政と部落の対決として顕在化していくことになる。

(二) 部落有林野統一事業反調闘争の展開と村業構造

1. 村行政の「統一」林野管理方法問題と「盗伐」事件

部落有財産統一の村議会決定により、山元部落の小川耕地4部落、加々須部落の3,928町8反の林野面積は、村行政当局と山元部落住民の生活をめぐって大きな対決点になっていく。ところで、この統一面積は、台帳面積と実際の面積（長野県が全県に亘って行なった林野基本調査）は大幅に

異なっていた。台帳面積では、約2,437町であり、きわめて大きな開きがあった。また、部落有林野面積の中には、氏乗山で切替畑、開墾地約209町、沢山で開墾地40町歩を含んでいたのである⁶⁰⁾。この広大な林野をめぐる管理運営問題を契機として、新たに地元部落住民は村当局と直接対決していく事件へと発展していく。

村議会決定から1ヶ月半後に、村長は入山区分、管理方法を定めるため、地元部落との会合を進めていく。大正6年10月8日に村長は「各方面より、不平苦痛を訴へ出るもあるにより、各区長、山惣代及び関係重立者を招集し、入山区分に関し協議をなさんとしたるに、統一の際へ対しての希望条項の不徹底に付いて、論議相生じ、満場騒然として逐に協議する事を得ず、依て各自尚熟考の上、今後に於ける管理方法を講ずることなく散会したり」⁶¹⁾。この会議では、地元部落の要求が全く無視されていたことが明きらかとなり、無障無条件統一と入山禁止が強要されたのである。

大島部落では、この村長の招集した会議の翌日、部落総出による地元住民の抗議集会を開いている。これは、従前の各戸代表による部落会の集会ではない。そこでは、主婦も老人も青年達も参加しての集会になったのである。そして、集会では、部落有林野の立木を部落の製板業者に入札することを決議している。入札は、5町歩の立木で、価格は80円で行なっている。代金は共有林野の山租や雑費の支払用に用いるものである。11月、12月と伐採したが、しかし、翌年の大正7年1月12日、「盗伐」の現認として警察に大島部落の重立者等が拘留される事件になる。つまり、村有林野（「統一」された部落有林野）が「盗伐」されたということで、村長が被害届を飯田警察署に提出し、警察官の現認体制の中で11名が突然に拘留されたのである。部落有林野統一の村議会決定から5約ヶ月後の出来ごとであった。

「盗伐」事件の予審決定書において、10月9日の大島部落住民集会の様子が次のようにのべている。「……(6番農家区長代理34歳)、(10番農家山惣代会計36歳)、(9番農家山惣代43歳)等々ハ、無条件ニテ村会決議シタルコトヲ 関知シタルヨリ、(6番農家区長代理者)トシテ翌9日大島部落住民ノ総集会ヲ大島集会所ニ開キ其報告ヲ為シタルニ集会ナシタル部落住民ハ無条件ニテ決議シタルコトヲ 憤激シタル未山林ノ山俗称悪沢五町歩ニ生立スル樅梅等ノ立木ヲ売却セント一同協議シ(1番農家山惣代34歳)(7番農家山惣代43歳)、(8番農家山惣代43歳)(9番農家43歳)等ハ引続キ該山林ノ管理中、(6番農家)、(10番農家)(11番農家山惣代会計)ト共ニ其協議ニ基キ基場ニ於テ存立木ヲ入札ニ付シ之ヲ(1番農家製材経賃30歳)(2番農家)等ハ共同シテ(2番農家)名儀ヲ以テ入札シ、代金八十円ニテ落札シテ之ヲ故買シ……(2番農家)、(1番農家)、(3番農家29歳)三名ハ該立木八十二本、価格金七百八拾貳円九拾貳銭参厘ニ相当スルモノヲ伐採シタリ」()内著者⁶²⁾表(12)参照

「盗伐」事件の取調段階の陳述で村長は、村有林を建築材として伐採したことの不当性を次のようにのべている。

「……元来統一シタト云う理由ハ築材ノ如キモノヲ伐採セラレテハ困ルカラ林有トシテ統一スルニ至ッタノデ、若シ仮リニ建築材ヲモ使用木ト云フコトニナレバ山ハ殆ンド木ガナクナルノデアリ

表(12) 大島部落「盗伐容疑」事件の逮捕者の年齢、役職、土地所有規模

| 農家番号 | 年齢 | 役職 | 田 | 畑 | その他 | 宅地 | 大正六年等級 | 備考 |
|------|----|----------------|-----------|---------|-----------|------|--------|--|
| 1 | 30 | 製板業 | 6反3畝22歩 | 1町2反12歩 | 4反1歩 | 53坪 | 20 | 所有名義 父・吉太郎 所・有名義 父・新三郎 所・有名義 父・金作 |
| 2 | 34 | 山総代 | 3反6畝18歩 | 3町5畝27歩 | 4畝12歩 | 79坪 | 24 | |
| 3 | 29 | | 2町4反5畝15歩 | 1町8畝22歩 | 2町3反4畝16歩 | 545坪 | 11 | |
| 4 | 55 | | 6反3畝22歩 | 1町2反12歩 | 4反1歩 | 53坪 | 20 | |
| 5 | 48 | 区長 | 5反7畝22歩 | 4反4畝2歩 | 8畝5歩 | 150坪 | 21 | |
| 6 | 34 | 養蚕地主 区長代理 | 1町4反8畝18歩 | 6反6畝15歩 | 2反2畝24歩 | 148坪 | 14 | |
| 7 | 43 | 山総代 | | | | | 27 | |
| 8 | 43 | 山総代 | 6反16歩 | 9反8畝9歩 | 2反4畝8歩 | 189坪 | 20 | |
| 9 | 43 | 山総代 | | | | | 27 | |
| 10 | 36 | 山総代・製 板業・会計 | 2反4畝4歩 | 2反3畝13歩 | 6畝3歩 | 74坪 | 22 | |
| 11 | 47 | 山総代会計 | 6町4反4畝 | 5反6畝5歩 | 4畝 | 100坪 | 17 | |

大島区有文書大正七年七月、「盗伐容疑」予審判決書、土地所有 大正十年村税戸級別土地所有調

マス。特ニ二人ヤ三人ノモノデ沢山ノ地籍ノ木ヲ殆ンド伐採スルニ至ッテハ実ニ驚クノ外ハアリマセン……。」⁶³⁾

村長の陳述より、農民生活上の使用木の概念に建築材が含まれていないことが強調されている。しかし、大島部落においては、木材の商品化の状況がすでに幕末の段階で樽木年貢の金納化によって進行しており、部落有林野が単なる自給自足的な木材使用でないことは明きらかである。実際に2ヶ月間に伐採した立木が780円にも相当し、それが部落内の製材業者に入札したことが部落内の木材の商品化の進行程度を現わしている。

「一、事件当時該山ノ管理主体ガ甚ダ曖昧デ、山ノ管理ノモノガ混乱状態ニアリ、入札カラ伐採マデノ経過モ法的ニ捕捉シ難イ事件デアルコト。

二、該山ノ所有権ハ村長ニ移ッテイルガ、入会権ハ所有権ガ第三者ニ移転シタ場合モ消滅セズ、入会権者ハコレヲ行使スルコトガテキルコト。」⁶⁴⁾

この判決内容では、第1に山の管理主体の曖昧性と混乱性がのべられており、村議会の統一決定が実質的に山の管理運営に及ぼしていない事実が指摘されている。また、所有権の移転にも入会権が消滅しないことが明示されたのであった。

ところで、この事件に全く関係をもっていなかつた区長が逮捕されているが、それは区長の職責という理由からであったが、しかし、山の管理運営と区長の職責とは全く関係をもっていないことが「盗材」事件の区長代理の証言の中でのべられている。

「共有山林ニ対シ区長ハ如何ナル事ヲスル職責カ。区長ハ共有山林ノ事ニハ何等関係致シマセヌ。何か山林ニ対スル区長ノ職務ハアリマセヌ。山惣代ト常設委員ニ任セテ置テ区長ハ山ノ事ニハ更ニ

関係致シマセヌ。」⁶⁵⁾

また、30歳の製板経営者の父親も区長と同様に「盗材」事件に直接係わっていないが逮捕されている。この二名の逮捕は、当時の部落の区長、家長の責任を行政支配の中で求めていることの反映である。この二名は逮捕されてからまもなく釈放されている。この事件は、大島部落住民と村当局、警察との矛盾を先鋭化した。同年9月30日無罪判決によって、拘留された大島部落住民は村長に対して損害賠償請求訴訟を大正7年11月に起こしている。訴えは無罪のものを135日～170日間拘留したとして、家業が出来なかったこと、精神的苦痛を強いられたということで「損害賠償請求」をしたのであった。この訴えは、翌8年12月6日に棄却の判決が出している。その理由は、「原告等ハ、入会権者トシテ当然ノ権利ヲ行使シタノミデ、コレヲ盗伐視スルノハ不当ヲ渉ト主張スルガ、沢山ハ「村有」トナリ、村長ノ管理下ニ入ツタモノデアリ、村長ハ薪炭用木及び自家用家具用材ノ採取ヲ許可シタノミノトコロ、本問題ノ原告等ノ作業ハ、製材所を設置シテ大量ノ伐木ヲ行ツテオリ、「入会権」行使ノ範囲ヲ逸脱スルモノデアツテ、損害賠償ノ理由ハ認メラレナイ。」ということであった。

この「盗伐」事件と「損害賠償請求」の裁判過程においても県の林業技手二名と数名の人夫雇入れによって7月～11月まで統一林野の測量を実施しようとするが、山元部落住民の実力阻止によって測量不能に終わっている。9月の「盗伐」事件の判決の下る以前に、6月27日に村行政当局は「喬木村有林野管理規定」を定め、下伊那郡長宛へ許可申請を提出している。これは、前日の村議会決定によって村長名で出しているが、6月28日付で下伊那郡長よりの許可が出されている。そして、但し書きとして、施業計画確立の上は改正すべきことが付け加えられている。ところで、「喬木村有管理規定」は次に示すとおり6条からなっている。

「第一条、喬木村有林野ハ法律命令ニ依ル外当分管理区分確定ニ至ル迄本規定ニ依リ村長之ヲ管理ス。

第二条、管理区分並ニ一定ノ施業計画確定ニ至ル迄本村住民ハ自家用ノ薪炭養草ニ限り便宜最寄ノ個所ニ於テ無料採取スルコトヲ認ルモノトス（但し養草に限り入山刈開日ハ毎年村長ニ於テ告示ス。

第三条、前条以外ノ立木ノ処分ハ調査ノ上売却スルコトアルベシ。

第四条、前ノ行為ヲナサントスルモノハ相当料金ヲ徴収シ許可スルコトアルベシ。林野内ニ工作物ノ設置又ハ砂礫芝土基他ノ土成分ヲ採取掘起諸種ノ作業ヲナストキ。

第五条、従来貸付アル林野ニ対シテハ其契約ヲ存続ス。

第六条、村長ハ本規定以外必要ヲ認メルトキハ随時行政命令ヲ発シ又ハ使法ノ処置ヲ履行ス。」⁶⁶⁾

この規定より、山元部落住民の統一林野の自由入山は禁止され、自家用の養草の場合でさえも村長の指定期日に入山が認められる程度で、きわめて制限されたものになったのである。そして、立木の処分には相当の料金が徴収されることが明記されている。山元の部落住民にとっては、自分達の共有林野の処分に料金が徴収されることが重大問題であったのである。この規定の実施からの測

量の実施は、地元部落住民の共有林野の村への収奪として自覚せざるをえなかった。それは、損害賠償請求訴と同時に、大正7年12月沢山に対して「土地共有権確認訴訟」へと発展していくのである。

ところで、部落有林野統一事業反対闘争の大きな画期になった「盗伐」事件問題で逮捕された階層はどのような経済状況であったのであろうか。前記の表(12)に示したように逮捕された11名の土地所有規模と部落の役職は、養蚕業、製板業によって上向発展をとげている層と山惣代層である。とくに、6番農家は、区長代理として大島部落住民の総集会の準備の中心的人物であった。大島部落出身の元助役、村会議員は、村八分状況の中で、統一林野決定後の村会議員では選出されず、新たにこの6番農家になっている。実際立木の伐採をした3名は、当時の土地所有名義は父親になっている。しかしながら、2番農家(34歳)のように、山惣代の役職をしている。また、1番農家(30歳)のように父親とは別個に製板業を営んでいる。また、山惣代という部落共有林野の管理運営の役職は、中壮年層を中心に担われており、決して長老層ではない。これらの事実、大島部落において、家父長制的家族が強固な支配関係でなく、それは大島部落の隠居別家慣行の残存の中できわめて稀薄であったのである。

ところで、大島部落の山惣代の親方は、「盗伐」事件によって拘留されなかった。当家は、後に大島部落の「共有権確認訴訟」「入会権確認訴訟」等の中心的な人物になっていくが、当然ながら拘留されることを覚悟しており、その準備として息子達に(長男20歳)、自分のいない間のことの仕事の指示をしていた。この家は、大島部落において、幕末に百姓代の株があったということで、明治になっても山惣代の親方をしていた。明治16年の地租調の土地所有規模は、当家は田6反3畝、畑5反と部落の上層に属していたが、大正7年以降の訴訟時においては、経済的に部落の下層の方へ位置していたのである。(明治16年のときの大島部落の農家戸数は55戸であったが、そのうち田畑一町以上は6戸しか存在していない。大島部落の各農家の農家経済の変化については、第三章で後述する。)

2. 入会権等確認訴訟闘争の展開と部落住民の自衛

「統一」林野の「盗伐容疑」による11名の大島部落住民の逮捕拘留は、村議会の無障無条件統一が自分達の共有林に入っただけの今までの日常的な山稼ぎの仕事が「盗人」扱いにされていくことを現実的にみせられたのである。逮捕された11名の大島部落住民の無罪を勝ちとるために、部落ぐるみの「入会権確認妨害排斥訴訟」を62名の連署で大正7年5月に行なう。これは、無罪裁判の出る以前の訴訟であり、その後、この訴訟は原告より取下げている。氏乗山、沢山と連合して本格的な訴訟闘争を展開していくのは、県の測量実施、入山禁止令の中であり、ここでは、大島部落住民ばかりでなく、4部落の連合した訴訟闘争になっていくのである。

大正7年12月25日に大島部落住民筒井伊三郎外4名の連署で約400町歩の「沢山土地共有権確認之訴」を被告喬木村を相手に出している。その訴訟の内容は次に示すとおりである。

「一、……下伊那喬木村小川耕地(上下小川、氏乗、大島、大和地ノ五部落ヲ包含ス)加々須耕

地ニ居住スル五百三十名ノ共有ニシテ原告等ハ其居住者一人トシテ各五百三十分ノ一ノ持分権ヲ有スルモノニ有之候。

二、而シテ該土地ニ対シテハ原告等ノ先代ノ往古ヨリ之レヲ自己ノ物トシテ使用収益ヲ為シ来リ以テ現時ノ原告等ニ及ヒタル者ニシテ其間間断無ク権利ヲ行使スルト同時ニ納税ノ義務ヲ尽シ来リ偶他人ヨリ共有権又ハ入会権有リトノ主張ヲ受ケ争訟ヲ為シタルコト有ルモ未タ曾テ原告等ノ所有権ニツキテ之レヲ否定セラレタルカ如キコトハ毫モ無カリシ者ニ有之候。

三、然ルニ該土地ニ対スル公簿上ノ所有者名義人カ如何ナル誤リヤ喬木村ノ内小川耕地、加々須耕地トナリ居リタルヨリ被告喬木村村長松永一至ハ完全ナル内容調査ヲ為サスシテ漫然小川、加々須両耕地ノ部落有財産ナリト過信シ部落有財産統一ノ名義ノ下ニ大正六年八月十九日急施村会ヲ開キテ之レヲ喬木村ニ寄附スルノ決議ヲ為シ同時ニ喬木村ニ於テ之カ寄附ヲ受クルノ決議ヲ為シ以テ之レヲ喬木村有財産ノ為シテ原告等ノ権利ヲ侵害シ権利ノ行使ヲ妨害スルヲ以テ不己得茲ニ本訴ニ及ヒタル次第ニ有之候……大正七年十二月二十五日⁶⁷⁾

この訴えには、共有権、入会権が争訟に否定されたことはないし、昔より自分達のものとして使用収益してきたし税金も納めてきたものであり、大正6年8月の村議会の決定は、原告の権利侵害であることが強調されている。つまり、部落有林野の共有権を所有者の意志を全くふみにじって一方的に決定して、権利者の行使を村が妨害していることを訴えている。公簿上の所有名義は、村長が内容調査をせずして誤って作っているものであるということである。この大島部落住民の訴えと同時に、氏乗山に対しても山惣代親方を中心にして21名の連署で「共有権確認訴」を出している。しかしながら、この二つの訴えは、長野地裁飯田支部より大正10年3月23日に棄却判決を言い渡されている。

この「共有権確認訴訟」の公判の時期で注目しなければならないことは、大正8年5月の農商務・内務両次官の「公有林野整理促進ニ関スル件」通達である。それは、国の林野統一政策の転換であった。その通達には、部落有林野をもつ農民の一定条件の利益を尊重することが次のように述べられている。「……統一進捗ヲ阻害セルコト尠カラサルヲ以テ、自今可成部落ノ利益ヲ尊重スルコトトシ、事情止ムヲ得サルモノニアリテハ或ハ分割ヲ認メ、或ハ地籍ヲ市町村ニ統一シタル上其ノ定ムル所ニ依リ部落民ニ産物ヲ採取セシムルト共ニ、市町村ニテ行フ造林ヨリ生スル収益ノ一部ヲ部落民ニ分与シ、或ハ市町村ヲシテ部落有林野ニ地上権設定又ハ部分林ノ方法ニヨリ造林セシムル等、適応ノ方法ヲ以テ急速公有林野ノ整理ヲ遂ケ其ノ利用ヲ促進セシメ……」

ここでは、部落有林野統一政策が無障無条件から条件附統一になったことを明きらかに示している。従って、政策的な行政指導の側面からみるならば和解の条件が出来てきたことを意味するのである。しかし、旧来の入会慣行に対しての部落有財産に対しては、厳しい姿勢をとったのであり、旧来の慣行からの部落有財産の解消が前提であった。条件附は、あくまでも旧来の慣行による部落有林野解消推進のためである。

大島部落住民の大正7年1月に起きた「盗伐容疑」の逮捕拘留は、全員無罪となったが、その判

決理由の中で所有者が第三者に移った場合も入会権は消滅していないことがのべられていたが、この内容を生かして、新たに「共有ノ性質ヲ有スル入会権確認並ニ妨害排斥訴」を出していくのである。氏乗山に対しても同時に同内容の訴訟を部落の山惣代親方を中心に出していく。

訴訟請求原因の内容は、大島部落住民を中心に出した方が、農家経済の現実から共有入会地の支配をのべ、農民生活上最も必要なところであることが強調され、さらに、共有入会地に対しての具体的な管理運営が示されている。この二つの件については、氏乗部落の訴訟にはのべられていない。そこでは、往古よりの「百姓持山」であり、民法施行前より引き続き共有の性質を有する入会権があることと、大正6年8月の村会が原告の権利を無視していることがのべられている。この内容は大島部落を中心とする沢山に対する訴訟でも同じ内容は記されている。

沢山の大島部落住民を中心とする訴訟の請求原因には、現実の生活上必要なことと山の管理運営の件について、次のようにのべている。

「一、原告共ガ本訴持分ノ目的トスル山林原野ハ往昔原告等祖先ガ最先其近傍ニ居ヲ占メ、日用ノ生活資料ヲ獲得スル為ニ先領シ之ガ基礎トナリ遂ニ……六部落発生シ、小川村・加々須ト称シ、右二ヶ村ヲ組織スル原告外五百十七名ハ祖先以来数百年ノ久シキ連綿継続シテ論山ニ共同入会シ、自由ニ開墾シ、自家用ノ材木、日用ノ薪炭、養草・刈藪等ハ固ヨリ随意ニ分取シ、其他種々ノ目的用法ニ応ジ、使用収益処分ヲ為シ、古来今日ニ致ルマデ実ニ農家経済支持ノ必要上共有入会地トシテ現実支配シ来レル所ニシテ、原告等部落大小農民ノ生活上最モ必要ナル所ナリ。

二、論山ハ右ノ如ク原告等ノ部落住民ガ地形上生活ノ必要ニ基キ獲得セシ土地ニ付、……共有入会権ヲ公認セラレタルガ故ニ往古ヨリ論山「百姓持」ト唱ヘ……

三、論山ニ対スル従来ノ慣行ニ基キ共有入会権ヲ維持シ、使用収益ノ秩序ヲ保ツ為原告外五百十七名ニ於テ規約ヲ設ケ、山惣代ヲ選挙シテ管理セシメ、野火消防山番ヲ置キ、公租公課ノ納税総代人ヲ推薦シ、村役場ニ届出又隣村阿島ヨリ代償ヲ得テ上毛入会ヲ許シ、当該山林ノ樹木、岩石ヲ自由ニ売却シ、石灰焼ヲ許可シ、加入金ヲ徴シ、論地内ニ水路開設ヲ許シテ敷地料ヲ取り、殊ニ往昔以来数度ノ山論ニ付テハ原告等共有入会権者而已ニテ多大ノ労費シ訴訟ヲ為シ、極力該山ノ権利ヲ保護シ今日ニ及ビタリ。

五、然ルニ論山ガ公簿上其實質ニ反シ、……大正六年八月十九日以来数回入山伐木禁止シテ原告等ガ正当ナル権利ノ行使ヲ妨害シノ多大ノ損害ヲ与ヘ、實際原告等農民ノ生活破壊セラレツツアリ。……」⁶⁸⁾

ところで、大正七年十二月、大正十年十月、沢山の訴訟を行なったものの村税の等級は、それぞれ三十一、三十九、三十六、二十七、三十三である。この訴訟を行なった五名は、大島部落の中で税金を納める面からみると、表(13)に示すように、村税等級の分布から、部落の中で、経済的に低い層であることがわかる。この訴訟は当初部落の上層部分は協力的でなく、下層のみの力でやらなければならなかったのである。訴訟の費用の調達も非常に苦しく、当時五円の寄附金を十四戸の農家から集めて五名の訴訟は始まっている。

表(13) 大正10年大島部落農家の村税戸数別戸数, 訴訟派, 村側派の位置

| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------|----|---------|--------|----|----|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 × |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 4 × | 2 | 3 | 2 | 0 | 4 | 5 ① | 0 | 1 × | 0 |
| 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 |
| 1 ① | 1 | 3 ①× | 1 × | 4 | 4 | 2 | 6 ① | 5 ① | 0 |

注

① 訴訟 5人

× 村側 5人

計 60戸

大正10年村税戸数別土地所有調より加工

大正六年十月段階における大島部落民の結集は、無障・無条件についての村会に対する憤激であった。そこには条件付きの統一の層も部落ぐるみの反対に結集しているのである。

五名の訴訟を積極的に推進していった層は、炭焼きによって生計をたてている部落民である。村税を納める日での上層は、養蚕農家、製材経営者層であり、むしろそれらの層は条件附派であり、訴訟には消極的であった。一方、村会議員、区長をはじめとする村当局派は統一推進派になったということで昼間部落を歩くことができないといわれるほど部落民からにらまれた。村会議員と区長は隠居別家の関係であり、この二戸を中心にしての親類五戸が、訴訟の仲間入りに抵抗したことも注目すべきことである。

訴訟の部落ぐるみの闘いは、部落有林野を防衛する下層の農家層と年間二百貫近くの養蚕を出す農家の矛盾をとめないながら運動が展開されていく事実を見落してはならない。訴訟と積極的に推進していった層は、部落有林野を生産手段として自営する製炭業である。その抵抗のエネルギーの中心は、共有林野に基礎をもつ共同体的諸関係に規制された自営・製炭業層であったのである。喬木村大島部落での大正期の養蚕の発展は共有山における焼畑・切畑で桑園していった。しかし、養蚕農家が訴訟の闘争に当初消極的であったことは、養蚕農家の富農的發展を主導する共有山における無願開墾（分割開墾）を妨御する内容を直接的契機として訴訟の闘いが起きたのではないことを意味している。大正六年の十月からの共有林野の「盗伐」事件による抵抗のリーダーシップは、製板業経営と養蚕業であった。それは、条件附が村会で通らなかったことに対する抵抗である。従って訴訟を行なっていく層と「盗伐」事件のリーダー層の経済的基盤は必ずしも連続を持っていない。リーダー層において不連続性が存在するとはいえ、それぞれ部落ぐるみの闘いを行なったということによって、部落全体の運動の展開からみるならば連続性をもっていたのである。

大正10年10月の「共有ノ性質ヲ有スル入会権確認並ニ妨害排斥ノ訴」は、氏乗、沢山とも共有の性質を有する入会権確認の棄却判決が大正12年5月5日長野地方裁判所飯田支部から出されるのである。判決理由は、村議会決定による所有権の村への移転により入会権を有するものでないことが次のようにのべられている。

「……原告ハ本訴ニ於テ所有権（原告等の共有権）ノ確認ヲ求ムベキモノニシテ入会権ノ確認ハ其必要ナキヲ以テ本訴ハ棄却スベキモノトス。原告ハ係争地ニ於ケル原告ノ権利ハ所有権ト入会権トノ二個ノ権利ニアラズシテ共有ノ性質ヲ有スル入会権ナルヲ以テ，所有権ノ確認ヲ求ムベキモノニアラズト云フモ，原告ハ係争ノ土地ハ自己所有ナリト主張スルモノナルニ依リ，之ニ入会権ノ加ハリタルタメ所有権ガ消滅シ，又ハ他ノ物権ニ変スベキ筋合ニアラザルコト明白ナルヲ以テ原告ノ主張ハ採用セズ……。」⁶⁹⁾

ここでは、つまり、大正7年1月の「盗伐容疑」事件の無罪判決の理由にあった「所有権が移転しても入会権の存在がある」見解はとっていない。

この棄却判決により、大島、氏乗、大和知等の部落住民は、東京控訴院に「共有の性質を有する入会権確認等」の訴訟を大正12年6月に上訴する。この上訴によって、山元部落との和解交渉が本格的に展開されていくのである。

大正十二年六月～十三年八月、村側は県会議員、警察署長、伊那電取締役、東京の「暴力団」をつうじて和解交渉をたび重ねるが失敗に終る。とくに大正十三年三月一日の部落有林野の保安林編入にともなう入山禁止令は、地元部落民に強い反対抗議行動をとらせ、村民二百名が郡当局におしかける事件が起きている。和解工作はこの事件以後積極的に展開されていく。とくに、この和解に警察、暴力団が直接的に治安的な側面からのりだしていくのである。部落民は入山禁止令をたてにしての警察の弾圧に対して自衛組織を作っていかなければならなかった。村役場から十二キロもある山深い道のりで、谷間の橋を二十数ヶ所渡っていかなければならない大島部落、氏乗部落では、地理的環境から警察に対する自衛も時間的に可能であった。部落で見張り所を置き、警察やよそ者を見張る者と又山仕事場へ連絡する連絡員を組織し、絶えず交代でその用員を置き、警察がくれば連絡員をつうじて山仕事をやっている部落民にたちまち伝わっていく構造をもっていた。つまり入山禁止令においても部落民は事実上自かの生活の糧である共有林を守り製炭業、薪作りを行なっていたのである。しかし、警察も山育ちの者を大島部落、氏乗部落の担当におき、共有林野の中にある炭焼釜をみつけしだいにたたきこわして常に帰っていくということであった。和解を至上目的で来村してきた東京の暴力団は、刀を突きつけて恐怖の状況を作りあげ村側と地元部落の重立者による和解案を大正十三年四月六日双方に調印させている。この和解案は、「係争山ノ四分ヲ地元ノ共有所有トシ係争山ノ六分ヲ村ニ提供シテ部落有山林ヲ村統一ノ主旨ニ副ハミムモノトス。……旧来ノ入会権ハ全部解消スルモノトス。……喬木村ニ提供シテ村統一ニ属セシメタル係争山ノ六ニ対シテハ旧地元側ノ為メニ従来ノ生活方法ヲ基準トセル薪炭採草地ヲ領布スルヲ条件トシテ相互ノ入会権ヲ解消スルモノトス……。」⁷⁰⁾ という内容であった。そしてこの和解案にもとづき十日後村会で和解案の内容を決定している。そして二日後の十八日に、暴力団のO氏の主催で、五戸に一人の代表者による喬木村平和懇親会を三百名集めて行っている。

しかし、五月に入って和解案の実施のため、林業技手の測量が始められていくが、七月八日に氏乗の地元部落の製炭業を中心とする農民が多数出頭して測量の実力阻止を行なうのである。この和

解案は地元部落民の意見を十分にとり入れて行なったというよりも東京の暴力団主導型による和解案であった。それはいうまでもなく治安対策的なものからの要求から出たものである。地元部落民にとって村会の和解の決定は、「地元部落の要求を聞き入れてあるもので直接的に農家経済に影響をあたえていくものではない」と一部の者が当初は思ったという。現実的に測量が進んでいく中で地元部落民の生活の糧である製炭業、薪作り等々の制限が行なわれ、地元部落への用材の縁故特売も十分に保障されていくものでないことが明きらかとなっていく中で測量の実力阻止に訴えていくのである。ここでは、条件附派による和解の調印ではなく、暴力と詐欺による和解の成位であった。測量の実力阻止により再び地元部落民は警察からの自衛組織を強固に作りあげていく。

3. 大島部落住民の拷問死問題と警察改革運動

大正15年7月に、大島部落の長老重位者63歳（元村会議員、元区長）が狩猟法違反嫌疑によって、阿島派出所の三名の巡査より取調中拷問による怪死の事件が起きている。

大正15年7月17日の「無産者新聞」はこの問題について次のように記している。

「眼のある者は見よ、瀕々たる拷問沙汰、信州兵庫に起った事件巡査の人権蹂躪に抗議せよ。雀を射った嫌疑で殺さる。村民大挙して弾劾。……打撲傷と覚しき67ヶ所の傷さへ明かに認められたので大騒ぎとなり、かくて大島区民に告げたので憤激した区民150名は警鐘を乱打して勢揃ひをし前に押し寄せ、警官の処置の不当を鳴らして果ては弾劾演説まで初め、更に大島区民の女達は一人残らず出動、炊出しを背負って男達に加勢し……現場に急行した飯田警察隊……。」

さらに、大正15年7月14日の「信濃毎日新聞」はこの問題について、「巡査三名掛りで老人を拷問し、村民150名余名激昂して派出所を包囲……炊出しを行って徹夜派出所を包囲して居た大島区民二百余名は13日正午に至る迄未だ1名も退散せず阿島町民の同情によりて派出所附近の町の会所を借り受けそこに陳取って口々に警察官の惨忍たる行為を罵りつつ見張って居るので阿島町は大混雑を呈して居る撲る。……蹴るはお茶の子封建時代の気分漂ふ阿島派出所……」と書いている。この事件の発端は、次に示すとおりである。警察の出頭から二日たっても帰らぬということで、長男は、阿島派出所に行き事情を詰問するが、答えはなく、派出所から三町離れた国静寺境内で「縊死の父親を午後四時頃に発見する。長男は直ちに三里の道を引き返し大島部落の住民に告げた。警鐘を乱打して急報し、またたく間に青年壮年150名集まり、全員で山を降りて阿島派出所におしかけている。大島部落住民は、「三巡査を区民に引渡せ」として阿島派出所を泊りがけで包囲し炊出し体制をもとったのであった。そして翌日の死体解剖に大島部落住民が弁護士と共に十数名立合いすることを勝ちとり、拷問死の事実を明きらかにさせている。しかし、県警察課長は、同日警察官による他殺否認声明を出している。

阿島派出所の巡査は、今までも多数の村民を拷問などしていることを大正15年7月14日の信濃毎日の記事は次のように記している。「一番検事局送致件数が多いが平素犯罪嫌疑者に暴行を加へ自白を強要して無理に送致件数を多からしめて居たものである……被疑者の恐れおののくに乗じて自白を強要するなど殆ど封建時代に見るような暴行を加えるのが常であった。」とくに、氏乗、大島

部落の山元住民の拷問はひどく、入山禁止令の中で逮捕されると、しやべらなければ「耳がふさがっているのか」ということで耳の中をきりで穴をあけるといふことや棒棍で殴ったりするなどの残忍な拷問を行なっている。このような拷問の中にもかかわらず、地元部落住民は、山稼ぎをしている者を売り渡すことはしなかった。このように、警察に対しての部落住民の団結は強かったのである。

ところで、入山禁止令の中で起きたこの拷問死事件であったが、統一林野問題において、阿島と大島部落は、明治、大正と入会権問題、共有権問題で対位を続けてきたのは、すでにのべてきたとおりであるが、しかし、警察の拷問問題については、多くの阿島住民が大島部落住民に同情して、阿島派出所の包囲には阿島住民も参加している。大島部落住民 200 名を中心に、群衆は数倍にふくれあがり、阿島住民も含め石を投げるものなど続出したのである。そして、阿島住民より泊り込みの会場を借り受けているのである。これは、単なる同情からでなく、警察官の日頃の暴行が村民共通の問題であったからである。

大島部落住民は、区民大会を開いて警察の革正等三点を決めている。（一）内務省警保局長、検事総長等に上京して、警察の革正を陳情すること（二）三巡査の告訴をすること（三）入山禁止令を出した梅谷知事の専断を詰問するために陳情団を組織すること等三点である。大正15年7月20日、事件が起きてから8日目に大島部落住民による三巡査告訴の圧力によって、拷問巡査は瀆職傷重罪で起訴される。そして、三名のうち、1名は免職、2名は辞表を出すことになったのである。大正15年7月22日の信濃毎日「喬木村大島区民は、この際内務省警保局長・検事総長等に大挙陳情に押しかけ徹底的に警察の革正をはからんとして居り佐久水平社の如きも大島区民に対して応援する旨申込んで来るなど警察糾弾の声は益々高まっている」とのべている。さらに翌日の同新聞は「警察糾弾民衆の声ますます盛ん……拷問事件批判演説会が開催されるや主催者に向って演説会中止方を哀願するなど一層狼狽しているが主催者は勿論一般民衆は日頃警察の態度を改めさせるのはこの時とばかり警察糾弾の声はますますあがっている。」と記している。

大島部落住民を中心とする警察の革正運動によって拷問を行なった三巡査の辞任を闘い取ったけれども入山禁止令そのものを撤廃するまでには至っていない。このため、部落有林野に生活の糧を求め大島、氏乗の住民は、引き続き警察に対しての自衛組織をとらなければならなかったのである。

氏乗・沢山に対する入山禁止に対して、大島部落住民を中心として約 200 名が同年7月28日に知事の職責乱用を難詰するために県庁におしかけている。信濃毎日新聞の大正15年7月28日の記事には「悲惨な住民盗伐するより生きる道はない。氏乗山が位入り禁止をされるや関係部落住民は薪炭材を得ることが出来ず生きるためには、已むなく盗伐を行なうより外に途がない為、今日迄既に多数の検挙を見てい……」るとのべている。これは部落総ぐるみの生活防衛のための陳情団であったのである。

この大島部落住民の陳情に対し、県当局は立木の乱伐を制限したのみであり、保安林に編入する

という告示は、決定したものでないと答えている。信濃毎日新聞大正15年7月28日号では、この問題について次のようにのべている。「……乱伐を行う慮れがあったので森林法の第十三条（立木を除く芝生，落葉，落枝を採取せんとするときは知事の認可を受くこと）及び第二十五条（立木伐採の際は知事の認可を受くこと）を適用して一切立木その他のものを採取する場合は知事の認可を受けさせることにした訳である……土砂崩壊等の慮れある個所があるので本年春森林法第十八条に依り保安林に編入せんとすと云う告示を出したが，これは明春開く地方森林会に諮ってからでなければ決定せず……之れに対して異議の申立を行ふことが出来るので地元から異議の申立があるが地方森林会は之れを充分調査して何れかに決定するわけである以上の様な事情で県は地元民を決して圧迫などしていない只自由勝手に立木の採取をしようとするものには不都合であろう……。」

しかし，入山禁止令は，その後も解けず，「盗伐」として山元の部落住民は，警察に逮捕されていくのである。大島の拷問死事件から半年後の2月21日に氏乗住民5名が盗伐嫌疑で逮捕されている。この5名は，炭焼き業で生活をたてていたものである。5名の逮捕によって，氏乗部落住民200名が阿島派出所，役場に押しかけている。村長に対して，膝詰談判により「急施村会」を開いて問題解決要請をしている。この問題について，昭和2年3月19日付の「無産者新聞」は次のように記している。

「下伊那喬木村の村民村会に押す。青年会が政治的に指導し村民大衆の請願運動組織さる。……村会は村民に公開せらる可きこと，……一，係争山保安林編入即時解除。二，係争山の六分を村有分を部落有に分割。三，従来の村民及び部落民の生活に必要な薪炭採取の採取権を村有林に対して有すべき事。四，従来の部落側の訴訟費に相当する山林を村有六分中より部落に領与する事。……，開墾地と称する部分及び住居地はその耕作者及び居住者有とし部落はその耕作居住権を確保する事。」

無産新聞に記されているように，村議会が村民の前に公開されておらず，村会の審議内容が村民に明きらかにされていなかったのである。部落有林野「統一」の問題が，村議会の公開，村民の村議会の請願へと発展していくことは注目すべきことである。昭和2年の段階になると係争山の6分の村有，4分の部落有という請願内容が出されている。ここでは，「統一」林野をすべて元どおりの部落有に戻せという要求ではなくなっている。強く要求したのは，保安林編入の解除，薪炭の採取権，開墾地の耕作権ということであった。また，訴訟費の負担が山地の部落住民に重くのしかかっていることも無視できず，「統一」林野の収益からの負担を強く要求している。

村議会に対する請願要求は，入山禁止の問題が根本であった。入山禁止令によって，警察からの取締りがあったからである。つまり，生活のために，山元部落住民は，「盗人生活」を強いられていたということである。ここに，警察との直接的な対抗関係をもたざるを得ない大きな基盤があったことをみていかねばならない。

4. 喬木村の部落有林野統一事業反対闘争と社会主義運動との関係

「統一」林野の入山禁止令によって，山元部落住民は，「盗人生活」を強いられていくが，このこ

とによって、矛盾は、単なる部落間や村と山元部落としてではなく、警察権力、県当局、国の林業政策へと問題をみつめていくのである。また、訴訟闘争を進めていく中でリーダー層は、末広厳太郎博士等の影響を強く受けていく。昭和6年に出版された奈良正路「入会権論」では、喬木村の部落有林野統一問題を次のように論じている。

「専政政治が従来自治体をいかにしめつけて、民衆をあげて奴隷とし、その生活を窮迫のドン底に蹴落しつつあるが、しかもまた、あらゆる地方問題の紛糾の中に飛び出す政治ゴロ、有力者・官庁の仲裁が、問題を解決するに非らずして、より以上に問題を作り出すことに骨折ったか。長野県下伊那郡喬木村の氏乗事件は、その適例である。……過去十数年間に、帝国主義専制支配が農村の政治的支配を急速に行なひつつある時、法律的にブルジョア民主主義的権利を要求する部落民大衆の運動が、その解決に限度を有したことは当然である。対立は部落と村との法律的形式に止まるものではなくして、之に止まるかぎり、その生活の最後のとりでをも失はねばならぬ。

しかも、法律的権利がまだ認められぬ中に、早くもこの四月より、氏乗山は『保安林』に仮編入されることになり、さうなれば、落葉一枚も、部落民はとることを許されないのである。現に、2月19日に、一部の入山禁止区域に入ったために氏乗部落民数名が検挙され、これがために同部落民一同は極度に憤激している。

この部落民大衆の憤激こそは、全く自治的な政治闘争に発展する要素であって、十年来の懸案であった氏乗山問題を全村民の問題に発展せしめ、政治的に解決する曙光を見出しつつある。」⁷¹⁾

喬木村の山元部落の訴訟闘争の会合や青年会等に無産新聞の読み合わせが行なわれていた。字の読めない多くの部落住民に対し、山惣代の会計（当時31歳）、氏乗部落の山惣代の親方の息子等々が新聞を読みあげて内容紹介を行っている。これは、当時の無産新聞の記事に喬木村の部落有林野統一に関する問題がとりあげられていたから、とくに、部落住民の無産新聞の関心も強かったのである。無産新聞と同時に信濃毎日新聞の記事も喬木村の部落有林野統一問題に関するものが、数多くのせられていた。これらの新聞記事は、山元部落住民の訴訟闘争、入山禁止令の中での山稼ぎ生活の正当性として大きな励げましになっていたのである。大正末期から昭和2年頃まで大衆運動を直接指導する目的で無産青年運動のリーダーが氏乗部落に直接入って指導を行なっている。しかし、訴訟闘争のリーダー層、とくに4部落の山総代親方等からそれにかかわることを強くい戒められていたことも事実である。山惣代親方層は寄生的な地主層ではなかったが在村の自作兼地主層であり、部落有林野に深く生活基盤をおいていたのではない。ところで、無産青年運動を通じての部落有林野反対闘争の恒常的な指導は行なわれていなかったこともみていかなければならない。むしろ、訴訟闘争をつうじて、末広厳太郎博士等の影響のもとに裁判に直接深くかかわったリーダー層が社会体制的な問題に目を広げていくのであった。また、昭和2年の氏乗山住民名の警察逮捕のときの大衆運動に喬木村青年会が深くかかわっていたことも注目すべきことである。喬木村では社会主義的な思想が、無産新聞、青年会をつうじて普及していったが、しかし、山問題については、社会主義的な考えに接触をもった人々がすべて同じような考えで統一していたとは限らなかった。この事実

は、昭和初期の富田部落の製糸工場のストライキの指導者が部落有林野問題では山元部落と反対の立場をとっていた事実でも明きらかである。

昭和元年12月富田部落の製糸工場（70名～80名）で女工12名のリーダーを中心にして、社会主義的運動のリーダー小池信氏の指導のもとに1週間のストライキが行なわれた。争議は、現業長に対する労働管理の厳しさからの不満の爆発であった。とくに、腕が十分でない女工に対しては厳しく、病気になってもなかなか休めないほどであった。食事も食べられずによく泣いていた女工もあり、中にはあまりの厳しさに自殺するものも出た。以上の状況の中で、12名の女工が無産青年運動のリーダーと連絡をとり1週間のストライキを行なったのである。従って争議の要求は、賃金を上げるということだけでなく、現業長に対する労働管理の厳しさからの解放要求であった。とくに、「病気になったときには休ませてくれ」という要求は最も切実であった。山元部落から土地をもたない炭焼人層を中心にして製糸工場に働いている。氏乗部落から10名、大和知部落から7～8名と出ていた。この女工たちも地元の製糸工場で働けるのは、生活水準が中程度ということであり、更に条件の悪い炭焼人層の娘たちは、都会に出て女中等に働いている。なかには前借年季奉公として5年～7年身売り状況として働いていた人もいたのである。

当時の土地をもたない炭焼人だけで生計をたてる層の娘にとって村内での結婚が、恵まれたものであった。製糸工場の中でも組合製紙工場の労働条件は厳しかったということで大きな工場にアコがれをもっていたのである。また、地元の工場であれば月2回は自分の家に帰れるということも魅力の1つであった。これも腕のいい女工さんに限られ、個々に生産の成績によって差別待遇があったのである。

ところで、労働争議と氏乗山の農民との闘いは、連帯どころか反目の面があった。富田製糸工場で働く女工の中で最も人員の多い部落は、富田であった。また、争議の指導をした小池信氏も富田の青年であり、山問題では、山元部落の運動を支持していなかったのである。富田部落の当時の貧農層は土建業、山の伐採業の農村労働者としての性格を兼ねており、部落有林野が統一することによって、地元の山に入山する権利が持てるということで、村有統一に賛成の態度を示していたのである。喬木村青年会全体として、大島、氏乗、大和知の部落住民の統一林野反対闘争に理解を示したのは、昭和2年の段階になってであり、この段階においても個々においては、必ずしも全面的に山元部落の闘争支援ということではなかった。入会権をめぐる近政行政村相互の矛盾がこの段階にも影響していたことを直視しなければならない。

ところで、氏乗部落では、養蚕農家を中心にしてストライキに参加した女工さんに厳しい目が向けられたのである。そして富田部落に対して、「富田の衆は争議を扇動して組合製糸経営に打撃をあたえている。これは養蚕農家にとっても困る」ということであった。ストライキに参加した女工さん達に対して、氏乗では親をつうじて説得したのが現実であった。

無産青年運動の影響は、大正末期急速に、喬木村青年会のリーダー層に大きな影響を与えていく。ところで、大正10年段階の青年会の山問題声明では、村側の立場にたっていたことをみていかねば

ならない。そこでは、山の係争で郷土の喬木村の平和が乱れるという認識のもとに問題のため檄文を全村民に出している。その概要は次にのべるとおりである。

「吾等ガ愛スル郷土喬木村ガ平和ヲ夫ッテ幾年今紛糾ハ其極ニ達シ人心ハ悪化シ財政ハ困乱ニ陥リ比ノ儘ノ推移ニ委センカ自滅ハ眼前ニ近ラントシツツアルナリ、喬木村ヲ如何ニセンヤ愛村ノ血汐燃ユル吾青年比ノ時ニ起タヅシテ何レノ時ニ起ツベキ即チ総会ヲ開催シ左記条項ニヨリ喬木村百年ノ大根本方針ヲ確立セントス……一、喬木村青年会統一。一、山問題ノ円満解決。一、竜東農学校ノ閉鎖、小学校ノ統一。一、道路ノ完成。一、村会議員選挙ノ弊習打破。……大正10年10月28日、喬木青年会」⁷²⁾

昭和2年の段階になると喬木村青年会のリーダー層の全体的傾向は、無産青年運動のもとに社会主義的影響を受け、山元部落の生活を守る闘いを積極的に支えていこうとする。昭和2年2月21日の青年会の山問題に関する声明書は、専制政治の政策に対する民衆の生活防衛の闘いとして次のようにのべている。

「……問題は、部落民衆が其の唯一の生活手段たる山林を統一政策によって奪取され、其の生活手段の一切の収奪によって、死を強要された事により、村当局者ゆう力者の態度が、ここに其の本質を露呈したことに始まったことであって、統一政策に対する民衆の反抗に外ならない問題が統一政策との抗争であるかぎり夫れは氏乗大和知部落の問題でなく、全村みん衆対専制政治の政策と村ゆう力者階級の問題でなければ治らぬものとすれば、山村統一政策及び、其の表われである。共ゆう山林管理処分にかける村ゆう力者の独占は、全村のみん衆生活を収奪し、みん衆を欺まんするものであるからである。然るが故に問題は部落対村の抗争では断じてない。……。」⁷³⁾

この声明書は、部落有林野統一事業の問題の本質を明確にとらえ、そして闘いの性格と山元部落と村行政の問題だけでなく、全村の民衆対専制政治と村の有力者階級の闘いとして規定し、部落村部落の争いをいましめている。しかし、現実的には、青年会の山問題の本質的なとらえ方は、一部リーダー層だけで全村の青年全体に普及していったものでは決してなかった。そして、部落対部落の争い。山元部落と村との争いというとらえ方は簡単にぬぐいさることができなかつたのである。むしろ、近世の元禄年間から絶え間なく続いてきた入会権、入方権、地元権の争いが、統一林野政策の中で地主的、問屋制的地方資本等によって再編された形で助長されていぐのである。このことの反映が同じ無産青年運動の影響の社会主義的グループにおいても完全なる団結が勝ちとられていなかったのである。

このことは、喬木村に生まれた農民組合、山林自由労働組合の発展を下から阻害していく要因であった。そして、製糸工場の労働運動が農民と共闘していくうえでも大きな弱点要因にもなった。さらに、次のような弱点も同時に持っていったのである。部落有林野を有する山元部落の農民の上層部分は養蚕経営の発展によって土地集積もみられ自作兼地主としての道を歩み山元部落の新たなリーダー層として大きな役割を果していく。部落有林野反対の地元部落の養蚕農家は、経営規模が著しく異なっていたが、養蚕業は、部落の中で大きな位置を示めていく。それは、部落有林野の無

願開墾地も大きな意味をもっていたのであり、炭焼專業層との要求のズレも生じてきたのである。従って、養蚕の問題は山元部落住民の団結にとってみのがことのできない重要な要素になっていく。また、養蚕農家から支持されない組合製糸工場の労働者のストライキも地域において孤立状態であったことも無産青年運動の発展の大きな阻害要因になっていたのである。

(三) 和解問題と部落有林野統一事業反対闘争の終末

和解の動きは、大正13年4月に東京暴力団O氏等の喬木村来村によって、原告の山元部落と村側の和解案を暴力的な手段により強引に結ばさせ、村議会においても「林野訴訟和解」を決定したのであったが、測量は、現実的に山元部落住民によって実力阻止されたのであった。このことはすでにのべたとおりである。

大正14年2月に小川区は、区長名によって村長に和解のための建議書を提出している。小川区は、近世において4部落の本村として位置づけられていたところであり、大正期においても4部落の中で地主層の影響が相対的に高かったところである。建議書の和解嘆願は次に示すとおりである。

「本村林野問題ハ昨年四月……和解成リタルモ錯誤ノ為ヲ再ビ法廷ニ相争フニ至リタルコトヲ遺憾トス。我等村民ハ従来訴訟費貳万余円ヲ負担シタル上今後訴訟ヲ以テ争フトキハ計リ知ル可カラザル多大ノ出費ト労力トヲ喪失シ人心ヲ悪化センメ其極真ニ逆見スベカラサル惨状ニ到ルベキハ火ヲ見ルヨリ療ナリトス今ニシテ改メズシバ我喬木村ハ遂ニ收拾スベカラザル策涯ニ陥ルノ外ナカランコトヲ信ジ。

由来林野ハ地元人民ノ自覚的愛林思想ヲ以テ撫育養成ニ努ムルニ非ラザレバ到底完全ナル経営ヲ看ル当ハズ……林野整理ノ目的タル町村自治ノ根本政策ニシテ百年ノ大計ヲ定ムル事業ナレバ之ガ不平ハ永久ニ円満ナル発展ヲ阻害スルニ於テオヤ。若シ解決ニ当リ他部落ノ提供セル林野ヲ同率ニ分割スルガ如キハ林野整理ノ主旨ニ反スルノミナラズ提供部落ノ意思ニ背カザルナキカ。

惟フニ最近井原氏ノ斡旋ニ依リ双方其主張大ニ相接近シ其差僅ノ地畔タルヲ信ジ此際今一步譲歩ヲ示シ円満ナル和解ヲ完成シ将来和衷協力林野整理ノ大計ヲ画シ難村ヲ変ジテ充実シタル良村タラシメンコトヲ。

右小川区ノ決議ヲ以テ建議候也

大正14年2月5日⁷⁴⁾

小川区の建議書は、林野整理の目的たる町村自治の根本政策を強調し、伊那電取締役斡旋にそって、和解の譲歩を求めている。ここでは、円満なる解決ということで双方の和が求められ、山をめぐる農民生活の根本問題は触れていない。部落有林野をもつ4部落の中で、かつての近世行政村の本村的な部落の小川区の脱落がみえはじめていたのである。もともと小川区は訴訟闘争においても積極的でなく、山元の大島、氏乗、大和知の炭焼人層の統一林野事業に対する強い抵抗の中で賛意をもっていたにすぎなかったのである。この小川区の建議書提出後、同年3月に飯田警察署長代理の巡查部長が双方の重立者を招集して和解勧告を行なうが成功するに至っていない。大正14年12月から大正15年2月まで村長自から山元部落との和解に乗り出していくが失敗に終わっている。入山禁止令による警察の取締りと同時に和解工作が積極的に行なわれていたのである。下伊那地方全体

の動きでこの時期で注目すべきこととして、大正15年2月に無産階級の闘争的機関として、「南信合同労働組合」「南信農民組合」が組織されていることである。そして、大正15年5月には、伊那電の大ストライキがおきている。このストは、公務死傷疾病扶助、解雇者3名の沿線復職、賃金値上げ等の要求をかかげて500名の従業員大会を開いて決定している。ストは、実に22日間に及び上下伊那町村長会等や知事が調停にのりだすなどをしている。喬木村においても城下良直氏、小池信氏等によって昭和3年に喬南労働組合、農林自由労働組合が生まれている。

しかし、昭和3年の「3.15」事件、昭和4年の「4.16」事件の社会主義運動の全国的弾圧も下伊那地方も例外でなく、多くのリーダーが検挙され、運動に大きな打撃が与えられる。このような社会状況の中で、喬木村林野問題はより治安対策的な面から和解問題が緊急な課題になっていくのである。昭和3年4月に飯田警察署長、伊那電取締役、地元出身の代議士によって積極的に和解交渉が行われていく。伊那電の取締役は、大正13年4月、大正14年1月と過去に二度来村して、重立者を招集して林野問題の和解工作を行なっている。しかし、いずれも失敗に終わっている。大正14年1月の来村のすぐ後に小川区の和解のための建議書が出されているのである。

ところで、昭和4年3月に阿島居住の元郡青年会のリーダー下岡昌人氏と小川区居住の教師で村から信望のあった湯沢重一氏が調停に入ることによって和解が急テンポに進んでいく。

湯沢重一氏は、旧小川村の庄屋株の家格であった。しかし、明治10年頃製糸工場をはじめ明治23年頃に完全に財産をなくしている。土地所有は、昭和初期の段階に全く存在していない。湯沢家の再建には養蚕によって財をなした藤木家等が行っている。藤木家は昭和4年の和解以降に4部落の山惣代親方になっている。湯沢重一氏は、小学校の教員を行ない村の中では家柄と教養があるということで信望が厚かった人であった。下岡昌人氏は、青年会副会長、郡青年団常任委員と下伊那青年団運動の中心的な人物の一人であった。しかし、下伊那自由青年連盟・LYLのメンバーは、彼を運動の中で積極的に評価していなかった。このことは、下伊那の無産青年運動の機関紙「政治と青年」の大正14年1月1日号に下岡昌人のことが次のようにのべられている中で理解できる。「下岡は、……その昔は、将来を嘱望されたものだ、ところが、昨今の下岡の行動は、そのよい頭を誤って青年間の期待を裏切った。……県青年研究会のあった時彼はどこからさがし出て来たか、スバラシイ赤い熱を吐いて気の弱い北侵青年を驚かした。彼の心にどれだけの「赤さ」があるか。少くともこの地の青年は、彼の赤さを問題にしては居らぬ。……下岡は今、郡青年会委員長の席を我物にしようと画策している。……名誉心のためには、有力者から貰った金で青年に酒も吞ませたり官僚と一緒に……」ところで下岡昌人家は自営耕地八反六畝で貸付面積が一町一反五畝の在村地主であった。（大正10年村税等級別土地所有調）

両氏の調停工作は、一ヶ月たらずで地元氏乗部落の訴訟の中心人物と村の和解の仮契約を昭和四年三月三十一日に結ばせている。翌日四月一日に県の諒解を村当局は得、四月二日村会にかけるが地元部落の村会議員賛成せず、村会議員選挙の後に宿題としてもちこされることになる。（四月上旬選挙）しかしその後5ヶ月間和解の仮契約はたなあげされた。そのときの和解案の内容は「①村

側六分，旧小川村四分で分配すること。②無願開墾等の共有地の開墾された土地を地元部落の権利とする。③旧小川耕地に村有になった林野を現在の立木に限り縁故特売（5年～10年）をすること。④村有になった林野において旧小川耕地の住民が行なう自家用薪炭，養草の採取を認める。」という内容のものである。

しかし，部落有林野を生活の糧にする地元部落民の村民がすべてこの案に賛成していたわけではなかった。無願開墾地の畦畔先五間まで地元部落側に認めるかどうかで旧小川村耕地の部落間でさえ意見の調整がついていなかったのである。とくに無願開墾を多くやっている大島部落とその他の部落とでは大きな意見の食い違いがあった。そして更に下層の製炭業のみで生活を行なっている農民は和解案そのものに賛成していない。仮和解が成立しても村当局は和解成立に難行した。そして，結局は仮和解案の調印のとき先頭になった氏乗部落から個別説得にのりだした。氏乗部落民の賛成をとりつけたことにより，続いて大和知，小川，大島と同意をもとめて工作を行なっている。この個別の部落説得によって各部落の重立者を納得させていったのである。

この諒解のもとに昭和四年九月十六日に新旧の村会議員の協議会を設け全員の賛成を得て，翌17日に正式に村会を決定し和解を成立させている。しかし，和解成立後も大島部落は，無願開墾地の畦畔先五間を地元部落の「所有」として認めるということは譲らず旧小川耕地の他の三部落と対立を続けていくようになる。そして更に，大島部落，氏乗部落で自営製炭業のみにほとんどの生計を依存していた農民は不満を内包させた形で部落全体の和解の意志に従わざるをえなかった。

この和解を成立させた段階では裁判費用の負担が部落民に重くのしかかっていた時期であり，養蚕の不景気も重なり，農家経済にとっては，非常に苦しい時期であった。そして更に大島部落では，訴訟を中心にしてきた山惣代の親方の農家経済もどん底に落ちいっている中で山惣代の親方も入れ替っている時期である。この段階では，自営製炭業を中心とする部落の下層のエネルギーは農家経済の一層の貧困化の中でおさえつけられ，条件派を中心とする妥協派が山惣代の中心になっていく段階である。そこでは，富農的発展の層が山問題のリーダーシップを握るようになっていく。このことが典型的にあらわれるのは，小川において養蚕生産高五百貫をあげていた富農的養蚕家が昭和4年段階に山惣代の親方になったことにある。

和解成立後も和解の解釈をめぐる大島部落をはじめとする地元部落と村側の対立が続き，実質的には昭和十一年まで和解条項の内容は実行されず，実地測量も進んでいなかったのが現実である。解釈の相異の最大の点は，無願開墾地等の土地を入れて部落側に四分とするか，入れないで四分とするかということである。この無願開墾地は150町歩もあり，分配率の問題に大きく左右していく面積であった。そして更に畦畔先五間を入れるかどうかという問題もきわめて大きな問題であった。地元部落の立場からすれば，共有地，共有林はもともと部落のものであるという考えが強く，少しでも自分達の財産を守ろうとする要求からである。

昭和4年9月段階で和解が成立していくが，この和解をさせていくリーダーの基盤は，部落の農民の階層の中で富農的発展部分である。大正6年段階からもともとこれらの層は，条件附の要求が

強かったのである。それが自営製炭業の中心とする部落の下層の要求によって長期の練り強い闘いによって部落ぐるみの中で富農層は訴訟に協力していったのである。ところで和解によって富農層を中心とする部落の支配構造ができ上り、その中で部落有林野反対統一闘争を闘った政治的エネルギーは埋没させられていく。

大正12年6月に「共有入会権確認託訟」の東京控訴院の上訴は、昭和4年10月の和解判決によって結論をみるのである。そして、16項目による和解条項にもとづいて部落有林野統一事業反対闘争の運動は、終末していく。ここで、農民運動によっての16項目の内容の歴史的意義を確認することによって、統一事業反対闘争の獲得した成果をみていかねばならない。

大正8年5月の農務商・内務両次官「公有林野整理促進ニ関スル件」通連により、従来の無償無条件統一が、農民の意向をくみ、納得させながら統一していくということで、部落有林野統一事業反対の農民闘争いかによっては、山元部落農民の生活・経営を守り発展させる要求実現に可能性をもったのである。喬木村では、村議会無障無条件の統一林野決定で山元部落の希望条件は全く無視されたのは今まで本稿でのべてきたとおりであった。

この希望条件は、山元部落住民全体のものではなく、一部の在村地主層等、村落支配層の重立者の意見であったが、それさえも聞き入れなかったのである。その希望条件は、山元部落住民に対する永小作権設定、立木売却の際地元縁故特売、山管理運営の地元尊重であったが、昭和4年の和解条項には、部落有林野にあった切畑、開墾畑等の権利確保とその畦畔3割を認可することと割山の地元確保、立木の地元縁故特売の確保、自家用薪炭養草採草の権利などを認めさせたくて統一林野の村有六分、部落有四分という分割であった⁷⁵⁾。

第一の「田・畑・宅地・溜池・用悪水路及び俗に切替畑と称する個所を旧小川耕地4部落関係民無償譲歩する事、切替畑及び開墾畑の畦畔は本地に対し参割以内に於て実地調査の上必要なるものに限り之を保障する事」は、部落有林野財産の土地を自由に焼畑して開墾してきた山元部落民にとってきわめて大きな要求であった。とくに、養蚕業の発展により畑地の開墾は大きな位置になっていたのである。戦後農地改革の実施により、これらの畑地は、個々の農家の所有地となっていく。養蚕業の発展による無願開墾地は、個々の農民経営の発展により部落共有地が私有化していく過程でもあったのである。ここでは、農民の土地所有の切実性が含まれているのであり、部落有林野統一事業反対闘争が単なる入会権の問題ではなく、農民的土地所有の防衛の闘いでもあったのである。これは、自営薪炭業についても同様のことがいえる。自営薪炭業は、自家用ではなく、商品化の中で自営的發展を求めていたことをみなければならぬ。部落有林野がその重要な生産手段であったのである。しかし、ここでは、無願開墾地のように土地の占有が日常的に行なわれていたのではない。それは、立木が重要な関心であったのである。従って薪炭業とのかかわりでは、和解条項にある「自家用薪炭養草の為に、区域の限り薪炭備林並びに養草地を設定施業計画の下に採取使用せしむる事」では不十分であった。和解の後においても商品化した自営薪炭業は大島、氏乗部落を中心にして発展していく。

製材関係業者においては、5ヶ年～10ヶ年の期限つきで地元縁故販売が認められたのであった。「氏乗山の現存立木に限り、施業案の定むる所に依り、相等の価格を以て（市場の価格より伐木費造林費、運搬費並びに若干の利益を控除したる金額をもって、立木の売買価格とす）旧小川耕地四部落関係民へ五ヶ年乃至拾ヶ年之を売渡事。

村有6分と山元部落4分の分割においては、切替畑及び開墾畑とその畦畔3割を控除して分割することが氏乗、沢山に対しても出されている。また山元部落の4分には、それぞれの部落住民の部落として独自に直接経営管理している割山を含ませたということである。つまり、もっとも経営的に価値のある林野を山元部落は確保したのであった。さらに、村有林の中から論費として貳千円と立木とともに実測150町歩を無障譲歩することが確定されている。これは、訴訟費用の村側への負担となり、山元部落住民の訴訟費用の加重があった中で大きな経済的メリットである。以上条項に即して農民生活・経営の面からの和解内容の積極面をみてきた。大正13年4月の和解案では、村有6分、山元部落4分ということであって、このように、具体的に農民の生活・経営に即しての利益がのべられているものではなかった。とくに、切替畑及び開墾畑では明確に山元部落に無障譲渡することが記されていなかったのである。それは、あいまいな保留条件であった。大正末期から昭和初期にかけてひき続き展開した訴訟闘争、警察からの自衛等の部落有林野統一事業反対闘争は農民の生活・経営の向上にとって大きな意味があったことを明記しなければならない。

（以上上巻）

注

- 1) 安孫子麟「近代村落の三局面構造とその展開過程」『村落社会研究第19集』御茶の水書房、9頁
- 2) 安孫子麟「地主と農民」中村吉治編『社会史』山川出版、423頁～424頁
- 3) 安孫子麟 前掲書「農民の防衛的な組織が地主に対抗できるような力をもつのは、農民経営の発展がみられ、部落的な組織でなく自主的な組織（農事奨励組合や産業組合）をもったときである。それは一般に大正期以降のことであるが、そのときは、部落組織はますます行政末端組織となり、役員も小地主からさらに自小作上層になり、村役場の連絡員という性格を強めてくるのである。」
- 4) 菅野正「近代日本における農民支配の史的構造」御茶の水書房、5頁
- 5) 菅野正 前掲書 291～292頁
- 6) 菅野正 前掲書 497頁～501頁
- 7) 蓮見音彦「村落研究の当面する二、三の問題」『村落社会研究第八集』御茶ノ水書房、192頁
- 8) 蓮見音彦「日本農村の展開と村落の位置」『村落社会研究第十九集』御茶ノ水書房、90頁～92頁
- 9) 北條浩「林野法制の展開と村落共同体」御茶ノ水書房、530頁
- 10) 北條浩 前掲書、527頁～528頁
- 11) 竹内利美「明治期の部落体制」中村吉治還歴記念論集『共同体の史的考察』日本評論社、313頁
- 12) 都丸泰助「地方自治制度史論」新日本出版社、102頁～103頁
- 13) 小林三衛「市町村有地・財産区入会と法律」川島武宜、潮見俊隆、渡辺洋三編『入会権の解体Ⅲ』岩波書店、310頁
- 14) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」古島敏雄編『日本林野制度の研究』東京大学出版会、100頁。菅野正氏前掲書「近代日本における農民支配の史的構造」の部落有林野統一の項分析では、「客観的条件として、明治末期のわが国林野の所有主体別状況……を確定した数字としておさえることは、今

日ではほとんど不可能に近いが、……比較的信憑性が高いとみられる藤原康雄著『公有林野整理経営』（明治44年）のなかで示されている数字を、……これは、公有林野整理事業発足について政府としての意思がほぼ確立した明治42年2月、その実施のための準備として、農商務山林局が各府県に照会して実施した調査に基づいている。……国有と御料でわが国山林の半分近くがしめられ……私有林が34%ほど公有林が16%をこえていることがわかる。……公有林野台帳面積297万町歩のうち約228万町歩、じつに77%近くが部落有林野であることがわかる」267頁～268頁

15) 岡村明達 前掲書 102頁～103頁

16) 米地実氏は、「村落の統合の表象としての氏神鎮守は村落住民の村落への帰属意識を集中的に表わす存在であった。明治国家の近代的階級構造が整備されてゆく過程において、住民組織を国家の階級構造の一部として位置づけるためにも、村落の氏神鎮守は国家的立場から再成備されなければならないものであった」とのべる『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房、60頁。村上重良氏は「神社の性格が、国家神道の機関として確立し、その管轄が、自然発生的な野放し状態のままであることは、政府にとって政治的にも経済的にも好ましくなかった。旧村を統合して行政村をおくなどの、明治後期の地方行政の整備に対応して、神社の統廃合による配置の合理化が断行される必然性が、ここにあった。日露戦争下で、神社は戦勝祈願と武運長久祈願によって、国民の生活に新しい角度からの結びつきをつくりだすことができた。国家神道のもとでの神社の地歩は、これを機に安定度を増した。こういう有利な状況を背景に、政府は1906年（明治39）から、内務大臣原敬のもとで神社の大々的な合併に着手し、神社の統廃合は、1908～9年（明治41～42）に頂点に達した。……神社の合併は、もっぱら下級の非官社を対象に進められ」とのべる。『国家神道』岩波新書、166頁～167頁。両氏の指摘は、明治末期の神社整理事業問題を考察していくうえで大きな示唆をうけた。

17) 「江戸時代の小川村は、現在の長野県下伊那郡喬木村字小川・大島・氏乗・大和知の四部落によって構成された天竜川の支流小川川に沿った山村であった。しかし本村である小川は、小川川の氾濫原に良田をもち、中世末の品等も「上の村」であったし。明治初年の村落の品等においても、伊那郡下十五等級中三等級であり、上の村であった。……面積も甚だ大きく、料千町歩の山林をもつ小川村はお榎木成の村の一つであり、その支配は……天領でありながら、支配は別々の二ヶ所の代官と一旗本によって統治されていったのであった。」平沢清人『近世村落構造の研究』吉川弘文館、460頁

18) 「小川村内は小川本村が上・下に別かれ、伊那山脈より大島・氏乗・大和知の三部落が枝郷として存在し、三部落は地元部落として入会山に開墾して新田をつくることから問題をおこし、村役との関係からも枝郷の独立化の傾向として村内に対立していた。また同じく地元村としての加々須との関係もあり、また一方榎木・とりもち・薪等の諸役を通じて入会・入方関係をもった阿島村・伊久間村・富田村……との入会・入方関係は江戸初期に確立し、地元村としてはその権利内容と地域の狭小化を計り、」平沢清人『近世入会慣行の成立と展開』御茶の水書房、224頁。小川山入会関係村略図は、平沢清人氏の作成した図表（1）参照。

「榎木山が第二期を迎え地元権・入会権・入方権の確立に伴って、地元村、入会村・入方村との対立も表面化し、地元村として入会を阻止するためにあらゆる術策をねっている。……小川山内で最良の良材林地帯の沢山を御林山にしようとしていた頃であったし、入方四ヶ村と地元村の対立より、入会村阿島と地元村との対立はきびしく、遂に沢山を自分達の御林山にした傾向さえみえるのである。」平沢清人前掲書274頁、御林に編入された「沢山」の伐採が激重なのは当然であった。地元の小川村大島のものが「御林廻り」を担当している。安永年間に本村の村役と身分について論争があり、高持・水役の差別をつけたが、高持として統一された一札に御林廻りは大島の御役だともいっている。」平沢清人 前掲書、274頁。「文化二年の小川村の宗門帳によれば、高持百姓87戸に対し水役88戸で高持百姓の料とほとんど同じであり、……水役は本百姓より身分的に下位にある事や、水役の水が水呑の水と同じためか、水呑などと混同され勝ちであるが、水呑とは身分的に同じでないのである。……明治初年になっても例えば上飯田村（現飯田市上飯田）では若い衆（青年）つき合いも水役は百姓株のあるもの（本百姓）に

親取りをし、その子分となって辛うじて青年の仲間入りをしたのであるが、郷倉の番や祭礼への参加はたとえ水呑百姓でも百姓株を持ったものは出来たのであるが、水役の者は出来なかった」平沢清人「近世南信濃農村の研究」日本評論社、46頁

- 19) 平沢清人 前掲書, 290頁
- 20) 喬木村村誌編纂委員会「喬木村村誌下巻」(昭和54年5月発行) 喬木村役場発行, 99頁
- 21) 都丸泰助「地方自治制度史論」新日本出版, 21頁
- 22) 前掲書「喬木村誌下巻」105頁
- 23) 前掲書「喬木村誌」108頁
- 24) 平沢清人「下伊那蚕糸業発達史」甲陽書房, 135頁
- 25) 平沢清人「近世村落構造の研究」吉川弘文館, 548頁～565頁参照
- 26) 平沢清人「下伊那地方の村落の変遷と町村合併」秀文社, 172～175頁, 218頁～245頁参照
- 27) 前掲書「喬木村誌下巻」119頁～120頁参照
- 28) 前掲書「喬木村誌下巻」104頁参照
- 29) 平沢清人「下伊那蚕糸業発達史」甲陽書房, 153頁～203頁参照
- 30) 前掲書 198頁～200頁の「明治26年(1983年)10月下伊那郡製糸工場」
- 31) 前掲書「喬木村誌」382頁
- 32) 井上国雄「畑作における商業的農業の展開」日本農業発展史調査会編『日本農業発展史第7巻』中央公論社 103頁
- 33) 中島三郎編「下伊那産業組合史」信濃産業新報社, 20頁
- 34) 「大正3年6月28日, 第1次世界大戦が勃発すると, 経済の先行きを心配した業者が先約の解除をしたり, あるいは受渡しの延期をした。そのため, ついに8月1日から8日まで全く生糸取引が途絶する有様で, その結果5月「信州上一番」百斤当たり1035円であった糸価は, 10月19日700円まで暴落した。」「長野県政史第二巻」103頁～104頁
- 35) 前掲書「長野県政史第二巻」107頁
- 36) 同上 103頁
- 37) 井上国雄 前掲論文, 104頁
- 38) 前掲書「喬木村誌」363頁～387頁参照
- 39) 同上 364頁～365頁参照
- 40) 下伊那教育会「下伊那の特殊産業」山村書院 162頁
- 41) 前掲書「喬木村誌」383頁
- 42) 前掲書「下伊那の特殊産業」164頁
- 43) 同上 166頁～168頁参照
- 44) 前掲書「喬木村誌」505頁
- 45) 同上 726頁～746頁
- 46) 下伊那郡喬木村4部落連合会発行「旧小川村氏乗山山誌」42頁
- 47) 同上
- 48) 前掲書「喬木村誌」693頁～695頁
- 49) 前掲書「長野県政史1巻」138頁～139頁
- 50) 前掲書「喬木村誌」516頁～522頁参照
- 51) 喬木村役場保存資料より
- 52) 同上
- 53) 前掲書「喬木村誌」877頁～879頁参照
- 54) 喬木村役場保存資料より
- 55) 前掲書「喬木村誌」534頁

- 56) 同上 556頁
- 57) 4部落連合会編「旧小川村氏乗山山誌」36頁
- 58) 喬木村役場保存資料より
- 59) 前掲書「長野県政史Ⅱ巻」
- 60) 前掲書「喬木村誌」531頁～532頁参照
- 61) 昭和4年12月、村長より長野県知事提出の「喬木村林野係争事件顛末書」4部落連合会編『旧小川氏乗山誌』36頁～37頁
- 62) 大正7年7月25日「喬木村大島森林法違犯被告事件予審終結決定書」大島区有文書より
- 63) 前掲書「喬木村誌」537頁
- 64) 同上, 537頁～538頁
- 65) 喬木村大島森林法違犯報告事件山上新一証言大島区有文書より
- 66) 喬木村役場保存資料より
- 67) 大島区有文書保存資料より
- 68) 前掲書「喬木村誌下巻」555頁～556頁
- 69) 同上, 559頁～560頁
- 70) 同上, 569頁
- 71) 奈良正路「入会権論」萬理社, 309頁～310頁
- 72) 村役場保存資料より
- 73) 昭和2年3月29日号「無産者新聞」に声明書の全文が掲載されている。
- 74) 小川区文書保存資料より
- 75) 東京控訴院和解判決全文「喬木村誌」576頁～579頁